

2015年度町田市教育委員会

第5回定例会会議録

1、開催日	2015年8月7日	
2、開催場所	第二、第三、第四、第五会議室	
3、出席委員	委員 長	佐藤 昇
	委員	高橋 圭子
	委員	森山 賢一
	委員	八並 清子
	教育長	坂本 修一
4、署名委員	委員長	
	委員	
5、出席事務局職員	学校教育部長	古川 正志
	生涯学習部長	田中 久雄
	学校教育部次長	高橋 良彰
	(兼) 教育総務課長	
	教育総務課担当課長	有田 宏治
	教育総務課担当課長	高橋 由希子
	施設課長	岸波 達也
	学校施設管理センター担当課長	桑原 一貴
	施設課担当課長	横山 法子
	学務課長	田中 利和
	保健給食課長	佐藤 浩子
	指導室長	宮田 正博
	(兼) 指導課長	
	指導課担当課長	石川 篤資
	指導課担当課長	藤原 広志
	指導課統括指導主事	熊木 崇
	教育センター所長	深澤 光

教育センター担当課長	黒澤一弘
教育センター統括指導主事	高橋博幸
生涯学習部次長	小口充
(兼)生涯学習総務課長	
生涯学習センター長	稲田公明
生涯学習センター担当課長	鈴木亘
◎図書館長	近藤裕一
図書館市民文学館担当課長	河井康雄
(町田市民文学館長)	
図書館副館長	中嶋真
◎図書館担当課長	吉岡一憲
◎中学校教科用図書調査協議会会長	岩田敏行
◎中学校教科用図書調査協議会副会長	天利公一
◎中学校教科用図書調査協議会副会長	萩原和彦
書記	並木薫
書記	小泉宣弘
書記	谷山里映
書記	田中みゆき
速記士	帯刀道代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

※ ◎ : 午前10時から午後0時37分まで出席した者

6、提出議案及び結果

請願第6号	いじめに対する教育委員会の指導について	不採択
請願第7号	歴史教科書採択に関する請願(ルビに関して)	不採択
請願第8号	中学校教科書採択に関する請願	不採択
議案第39号	町田市立学校学校支援地域理事の任命について	原案可決
議案第40号	2015年度町田市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(2014年度分)報告書について	原案可決
議案第41号	教育委員会職員の休職に係る処分について	原案可決

議案第42号 都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 承認

議案第43号 町田市障がい児就学相談委員会委員の指名について 原案可決

議案第44号 町田市子ども読書活動推進計画推進会議委員の委嘱及び指名について 原案可決

7、傍聴者数 55名

8、議事の概要

午前10時00分開会

○委員長 それでは、開会に先立ちまして事務局から案内がありましたように、傍聴者の皆様には、ぜひとも円滑な会議の運営ができますように、ご協力をお願いしたいと思います。

町田市教育委員会傍聴人規則第5条に基づき、会議中の撮影・録音は禁止となっておりますので、これにつきましてもご理解いただきたいと思います。

それでは、ただいまから町田市教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は高橋圭子委員です。

まず日程の一部変更をお願いいたします。

本日は請願が3件提出をされておりますので、日程第2、議案審議事項のうち、請願第6号、第7号及び第8号の審議を、またその後、日程第3、報告事項4「町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告について」を、日程第1、月間活動報告に先立ち、審議したいと思います。そして調査協議会の報告が終わりましたら、日程第1、月間活動報告、日程第2、議案審議事項の残りの審議を行い、日程第3、報告事項の残りの報告を行います。

なお、議案第41号及び第42号につきましては、人事案件でございますので、非公開として、日程第3、報告事項終了後、一旦休憩をとり、日程第4として、関係者のみお残りいただいて、審議をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは最初に、請願第6号「いじめに対する教育委員会の指導について」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時05分休憩

午前10時06分再開

○委員長 再開いたします。

今申しあげましたように、10分の範囲で、口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 町田市■■■■の■■■■です。請願「いじめに対する教育委員会の指導について」ということで意見陳述をいたします。

私の請願の要旨を口頭で述べたいと思います。

請願の要旨。

今の教育委員会の制度は、地方自治の教育の最高の機関であります。多数が非常勤とはいえながら、町田市の教育方針にその権威を与え、責任をとる立場にあると思います。

それゆえ、生徒の命にかかわるいじめについて、現場では解決できない問題、問題の処理にまつわる特に基本的な指針についての指導について、お願いをしたいと思っております。基本的な指針といいましても、難しいことをお願いしているわけではありません。いじめをなくすには、いじめられている人を助けることと同時に、いじめる者を善導しなければなりません。私の認識では、特に後者の、いじめる者を善導することが忘れられているように思います。

私の請願したいことは、教育委員会が、大勢で弱い者をおとしめる弱い者いじめは大変卑怯なことである、陰での暴力は罰則に値する、この2点を、教育現場、学校長、教師、生徒に徹底してほしいということです。世の中では当たり前のことと思っている内容ですが、このことを教育委員会の指針としてはっきりと公表してほしいというのが私の請願であります。

それでは、どうしてこのような請願をするかということですが、請願の理由を

述べたいと思います。もちろん私が新聞の記事などで得ている情報ですから、その範囲ではありますけれども、最近話題になっている岩手県の中学校のいじめがあります。ここでは太郎君という名前にしたいと思います。教師はいじめられた太郎君に、冷静になれ、暴力はいけない、広い心を持って、いじめを反省しない人も責めないようにと諭しているわけです。一方、加害者に対しては、本人でなく、その人を含めた全体の中で諭すようなことが話されているようであります。

しかし、加害者、いじめる人に何の罰もないということは、学校がいじめを認めていると加害者も思いますし、ほかの生徒も、たとえ勇気を持っていじめをやめようとしても、学校は見て見ぬふりをすると思うと思います。すぐに罰ということでは、教育的ではないということはあるかもしれませんが、それが悪いことだということ、力強い抑止力を発揮するということに関しては、公平な社会を実現するために学校が努力をしてほしいと思います。学校の教育は公平な社会を目指しているのですから、今の事態は大変矛盾すると思います。実際このケースの場合は、被害者の太郎君自身は教師に向かって、幾ら相手に言っても聞かないと訴えているわけです。

それでは、力強い抑止力を発揮せよというのは、どういうことかということですが、担当の女性教師は、男性であります中学■■年生に対して、体力的にも、あるいは物をはっきり言えない状況だったと思います。体力あるいは体の大きさは、なかなか男女平等ではないわけですから、相手の威圧に耐えられない教師が、何をもって善導することができるでしょうか。このことを教育委員会は正しく認識していただきたいと私は思うわけでありませう。犠牲者、太郎君の友達が教師を応援してくれればいいのではないかと思います。同僚の教師が支援してくれたらよいと思います。

しかし、それにはやはり教育委員会が、弱い者いじめは卑怯なんだ、陰での暴力は処罰の対象だという方針を関係者、特に生徒、教師、教頭、校長、組合員などに周知することが前提になると思います。教育委員会の指針が関係者のコンセンサスになっている必要があります。教育委員会には力はないかもしれませんが、大変大きな権威があります。私はそういうふうな期待をしております。

ところで、世の中というのは、人が集まると、トラブルは起こります。治安も乱れることもあります。学校という小さな社会では、この公平を守るのは、教育委員会、校長、教師ではないかと思います。自分勝手な生徒が聞く耳を持たないということもあるでしょう。教育的な配慮をしながら、警察や裁判所のような一般社会の公平さを保つ機能を、学

校側が果たさなければならないと思います。しかし、暴力を抑えることができない。自殺者が出るまで手を打てないというのであれば、警察に援助をお願いするのが当たり前だと思いますし、教育委員会もそういう指導をすることが大事ではないかと思います。

当たり前のことですが、人が死ぬということは大変なことであります。それぐらい重要なことだと思います。本当は生徒が成長しながら和気あいあいと学校という自立した社会ができるのが望ましいわけです。しかし、悪さをする生徒がいて、正しいことをしようとする人が自殺に追い込まれる、この社会は大変異常だと思います。人の命にかかわる、すぐ目の前にある教育現場を改善することが重要ではないかと思います。教師によっては、「私は労働者だ」と言う人もいます。心がある労働者、あるいは良心のある平和主義者であれば、体を張って加害者を制止することができるのではないかと思います。教育委員会には、勇気ある人を支援する、あるいはいじめの温床をなくすという指針をお願いしたいと思います。

今まで述べてきたことは、町田から遠い東北地方のことです。しかし、町田にも、24年前、女子中学生がいじめに遭い、自殺に追い込まれた事件がありました。大抵の方はわかりだと思います。私の住んでいる地域の中学校です。それにはやはり教育委員会が、弱い者いじめは卑怯だ、陰での暴力は処罰の対象だという指針を公表して、もし事件が起こったときは、学校側にはありのままの事実を公開し、つらくても事実から改善する必要が望まれると思います。うそをつけば、そのためにうそがふえ、反省の機会もなく、そのために良心にさいなまれ、実は当事者もあるいは周りの教師も、良心のことに長く心痛むことになると思うのです。そういう意味で、最終的には教育委員会が責任をとるという姿勢を示して、学校側や被害者も加害者も、事実を認めて謝罪し、反省し、改善していくことで責任をとるのが教育的ではないかと思います。また、それを支援するという教育の行動規範を指針として示すことをお願いしたいと思うわけであります。

最後に、いじめの問題で、悪ふざけのトラブルなのか、あるいは暴力事件なのかということがあると思います。生徒が自殺する理由というのは、大体たび重なって人間の尊厳が侮辱されるからであります。どれが人間の尊厳の侮辱なのか、どれがそれを否定する暴力なのかという定義をする必要があると思います。

幾つか例を述べたいと思います。中学生が人前でズボンを下げられるなどということは、悪ふざけではありません。これは強姦と同じ発想であります。数を頼んで人の前で屈辱的なパフォーマンスをさせる、これはトラブルではなく、拷問です。人間の尊厳を軽く見て

はいけないと思います。そういう指導をしなければならないと思います。これは暴力であり、犯罪であり、処罰の対象です。悪ふざけと暴力をはっきり分けて、自殺者を出さない教育委員会の指針を期待いたします。

町田では 24 年前から大きないじめの問題はないように聞いておりますが、新聞その他で見ると、世の中の風潮はその方向でもありますので、今回この指針をお願いしたわけであります。

以上です。

○委員長 請願者によります請願第 6 号の意見陳述が終わりました。

これより請願第 6 号に関する願意の実現性、妥当性につきまして、教育長から説明をお願いしたいと思います。

○教育長 それでは、請願第 6 号の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第 6 号は、生徒の命にかかわるいじめについて、現場では解決できない問題、特に基本的なポリシーの指導を求めるものでございます。

町田市におきましては、以前から、「いじめ対応マニュアル」を市内の全ての教員に配布し、「いじめから守る」、「いじめに気付く」、「いじめを防ぐ」取組を徹底してきております。また 2013 年 9 月に施行されましたいじめ防止対策推進法及び 2014 年 7 月に施行された東京都いじめ防止対策推進条例に基づきまして、2015 年 5 月に町田市いじめ防止基本方針を定め、改めて市内全ての教員に配布をし、いじめ防止の指導の徹底を図っているところでございます。

いじめに気づくためには、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得るものという危機感を持たなくてはなりません。いじめから守る、防ぐために、いじめは決して許されない人権侵害であるという認識のもとに、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要です。

町田市いじめ防止基本方針における町田市の取組として、具体的には、次の 4 つの基本方針に基づいて、いじめ問題への取組を行っております。1 点目に「いじめを防ぐ、いじめから守るために、学校・家庭・地域が一丸となること」、2 点目に「いじめに気付く、早期発見と適切な対応を促進すること」、3 点目には「学校と教育委員会の連携を強化すること」、4 点目に「学校と関係機関の連携を促進すること」、また、学校の取組として、いじめを防ぐために、人権教育を充実させ、心の教育を推進し、体験的な活動、コミュニケーション活動を重視しております。

いじめに気付くために、「心のアンケート」を毎月実施するとともに、「子どものサイン・変化チェックリスト」を活用して、子どもが発するサインや変化を見逃さないように努めております。いじめから守るために、いじめの兆候を発見したときには、組織的な対応、警察も含めた関係機関との連携等を行っております。なお、町田市いじめ防止基本方針には、いじめた子どもには、いじめを行った背景を理解するとともに、いじめの行為に対しては毅然と指導することも明記しております。今後も町田市教育委員会といたしましては、市立小・中学校において、「いじめを防ぐ」、「いじめに気付く」、「いじめから守る」取組を徹底してまいります。

したがって、本請願の願意は既に実現されておりますので、不採択とすることが適当であると考えます。

以上でございます。

○委員長 請願第6号に関する願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

それでは、先ほどの意見陳述、また、ただいまの教育長の説明に関しまして、ご意見などありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋委員 このような請願を出されたのは、請願者が常日ごろ、いじめによって子どもたちの尊い命が失われるようなことがあってはならないと強く思っているゆえのことだと思います。このように子どもたちのことを思ってください、まずは心より感謝申し上げます。

私も、子どもの命がいじめによって失われることは決してあってはならず、あらゆる手段を講じて阻止すべきだと思っております。現在、町田市教育委員会は、ただいま教育長が述べられましたように、いじめ防止のための取組を、学校・地域・家庭と一体となっていくべく指導しているところであります。

私は教育委員をして8年目になりますが、他の地域でいじめによる事件が起こるたびに、町田市教育委員会は現在の取組を早急に見直すとともに、対策を講じ、実施してきています。その対応の速さにも感心しております。岩手でのいじめの事件の後には、いじめ発見防止の有力な手だてとなる、毎月子どもたちに行われる「心のアンケート」についても、子どもの心の小さな変化やサインを見逃すことがないように、各学校に指導しています。加害者への指導につきましても、担任1人が対応するのではなく、チームをつくって組織的に対応していくよう指導しているところです。また、道徳の授業のみならず、あらゆる

機会を用いて、いじめについて子どもたちに考えさせ、いじめはしてはならないことと指導しています。

教育委員会がこれまでどおり、いじめに対し真剣に向き合い、また、命が失われるようなことが決してないよう教育現場を指導していくことを理解していただき、本請願は不採択ということで私もよいと思います。

○委員長 ほかにかがでしょうか。

○八並委員 請願理由にもありましたように、先月起きました岩手県の事件など、前途ある子どもたちがみずからの命を縮めてしまうような痛ましい事件には、私も大変胸が痛んでおります。また、いじめの対応につきましては、請願者を初め、多くの保護者、教育関係者、市民の皆さんが高い関心を持っていらっしゃるのだと思います。このような請願が出されましたことは、高橋委員と同様に、大変ありがたいことだと思っております。心より御礼申し上げます。

同じように、先ほど教育長が述べられましたように、町田市ではさまざまな取組を行っております。中でも、毎月実施されている「心のアンケート」などは、子どもたちのサインや変化に気づくためには大変よい取組の1つではないかと思っております。現場の先生方には、子どもたちの変化を敏感に感じていただき、学校内で情報を共有し、より迅速な対応をお願いしたいと思います。また、教育委員として、道徳授業地区公開講座などでさまざまな学校の道徳授業にも参加いたしますが、どの学校も大変工夫され、取り組まれていると感じております。

子どもたちの命を守るのは大人の役目だと思います。家庭・学校・地域が一丸となって子どもたちを守っていききたいと思います。教育委員として、子どもたち1人1人の尊厳が尊重され、いじめに対する取組が、今後より充実した取組になるように活動していききたいと思います。

本請願につきましては、先ほど教育長が述べられましたとおり、願意は既に実現されており、不採択とすることが適当であると私も考えます。

○委員長 森山委員、いかがでしょうか。

○森山委員 本日、「いじめに対する教育委員会の指導について」ということで、小林様より、これまでの事例を挙げながら、請願理由と要旨についてお示しをいただきました。命にかかわる問題であり、そのことを真剣に考えておられることに関しまして、心より感謝申し上げます。

いじめの防止に関しましても、全ての学校並びに教職員が、みずからの問題として切実に受けとめ、徹底して取り組むべき重要な課題であるという認識をしております。本日の請願につきましては、そのことを踏まえまして、十分参考にさせていただきたいと思えます。

本請願につきましては、先ほどの教育長の説明にありましたように、願意は実現されており、不採択とすることが私も妥当であると考えております。

以上です。

○委員長 私も一言述べさせていただきたいと思えます。町田市におきましては、いじめの防止に対する対応ということでは、ほかの地区と比べてもよく対応がなされ、それが学校に示されて、学校も教育委員会の意を受けて、よく対応しているなど教育委員としても感じております。

私もかつて中学校にいましたが、いじめ問題についてはいつも大きな課題でありまして、いじめが起きないということはなかなか考えられないことでもありますので、いかにしていじめに気付くか、小さいいじめのうちにその芽を摘むことができるかというところに、教職員とともに力を注いできたところでもあります。

また、町田市の教員を対象に、いじめ防止について講義をなさいと事務局から指示がありまして、教員に向けても2度ほど話をしております。請願者もおっしゃられたとおり、いじめは絶対に許されない人権侵害、人権問題だということを大前提に指導をしていくことが大事だろうと思えます。いかにしていじめだと気付くか。その気付く力を、教員はもとより子どもたちもつける。そのために学校教育の中で何ができるかというところにまで踏み込んで指導をしてきていると思えます。

先ほどいじめとトラブルということで違いがあるのではないかという話がありました。よく比較されるのは、いじめとけんかです。トラブルと言ってもいいのですが、何が違うかといえば、けんかは双方に言い分がある。しかも、その言い分ということでは対等な関係である。しかし、いじめは、認められないような一方的な理由で、一方が他方に向けて人権侵害を行うのであって、その部分をいかにして見抜くかというところが教師の目だろうと思えます。ふざけっこと称して、実はいつも嫌な思いをしているのは同じだというのがあって、そうでないほうは遊んでいるんだと言ひわけをするのも、子どもたちの世界の中ではあることで、そういう見抜き方を多くの先生方は承知しているのではないかと思います。

事務局のほうで取り組んでいる「いじめから守る」、「いじめに気付く」、「いじめを防ぐ」、この「守る」、「気付く」、「防ぐ」というキーワードを使ったいわばポスターのようなものは、学校にはもちろんのこと、あちらこちらに広く掲示されております。私が住んでいる町内会の掲示板にも、このポスターが掲示されておりますので、町田市では、学校だけではなくて、地域を挙げていじめ問題に取り組もうとする機運になっていると思います。

ただ、私が1つ心配しているのは、大津市するときにも同じように思ったのですが、時々自殺に追い込まれるようないじめによる自殺が発生するのです。そのときは、学校関係者はもちろんのこと、国民を挙げて気にはするのです。対策も立てるのですが、数年経つと、それが忘れられていって油断をするということがありますので、町田市におきましても、岩手県で起きたから、今、力を入れようということではなくて、今後も学校に時々指導をしていただきたいということを事務局の方々にはお願いしたいと思います。そういう理由で、町田市教育委員会は、学校へ十分に指導をされていると思いますので、教育長の考え方とおおり不採択でいいのではないかと私は思います。

それでは今、教育長の説明及び各教育委員から意見をいただきましたとおり、いずれも既に願意は実現されているということで、不採択というご意見が全てであります。不採択が適当であるということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、ご異議なしと認め、請願第6号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第6号の審議を終了いたします。

続きまして、請願第7号「歴史教科書採択に関する請願（ルビに関して）」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○委員長 再開いたします。

今申し上げましたように、10分の範囲で、口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○請願者 私は■■■■に住んでおります■■■■と申します。7年ほど前にサラリーマンを定年退職した者でございます。

私の請願は、ある意味、非常に単純でシンプルな内容だと思うのですが、書いてあるとおり、各社、今回は8社の歴史教科書について、検定を合格して出てきております。当然ながら、教育基本法及び改訂学習指導要領に十分準拠しているものを選んでもらいたいと思うのですが、そういったバーにかからない、それ以前の問題としまして、いつのころからカルビの振り方が、私から見れば、これはやや普通ではないと思っているのです。

私は団塊の世代ですから、教科書はカラーでもないし、中国・韓国系の漢字も全て日本語読みです。百済は「くだら」と読んで年号を覚えたものです。日本の漢字文化というのは、昔、中国から漢字が伝わってきて、それを日本流にいろいろ加工したり、そこから万葉仮名が生まれたり、片仮名が生まれたりして、非常に独特の漢字文化をつくってきています。中国・韓国読みもうまいぐあいに日本語読みでやってきているわけです。

私の想像ですけれども、資料として添付しましたが、多分こういう実態があります。私も4年前も気が付いて、同じような請願を出させてもらっています。今回、4年前より若干改善はしてきているんですけれども、やはり何かおかしいのではないかとということで、請願を出すことによって、いろいろな人にも周知したいなと思っているわけです。

例えばこういうふうを書いてきた教科書会社さんの意図は、私が推測するには、やはり現地の読み方を尊重しようということではないかと思うのですけれども、現地のネイティブの発音なんて、日本語の片仮名でやったって、正しいのはできっこないのです。現地読みを尊重するといったら、日本という国名だって、外国から「ジャパン」、「ハポン」、「ヤープン」とか呼ばれていて、「にほん」とは誰も呼んでくれないけれども、日本という概念は伝わるわけです。

逆に言えばイギリスという国はないのです。イギリスはイングランドとウェールズと何とかでなっているユナイテッド・キングダム・オブ・グレート・ブリテン・アンド・ノーザン・アイルランドが正しい名称ですが、イギリス大使館から文句は来ないけれども、我々はイギリスと呼んで、イギリスという1つの国、ヨーロッパのあの辺のあの国だなと概念が伝わっているわけです。

アメリカという国も、日本語の漢字を振って、お米という字で米国と言ったけれども、別にアメリカから文句が来ない。フランスから仏の国ではないぞと文句も来ない。ロシアから露の国ではないぞと文句も来ない。これで日露戦争、日英同盟、日米通商条約とか、大変便利に使える日本人の知恵なのです。ですから、何もかも添付資料のような言い方というのは無理があるのです。無理どころか、複数の読み方を各社ごとにいろいろやると、子どもたちが混乱するだけです。迷惑をこうむると思うのです。例えば、袁世凱を「えんせいがい」でなく、「ユワンシーカイ」とか、「ユエンシーカイ」とか、「ユアンシーカイ」とか、振り方もいろいろあるのです。

4年前の民主党政権のときに国会中継を見ていたら、義家弘介さんというヤンキー先生という方が質問していました。その当時は菅首相ですが、大きなボードに片仮名で「チャンチェシー」、「ユワンシーカイ」と書いて、「菅さん、これは何だかわかりますか」と言っていたのをたまたまテレビで見ました。菅さんは何か慥然とした表情でしたが、「事前通告があったので、今はそれぞれ蒋介石と袁世凱のこととわかりますけれども、それまでは知りませんでした」と大変正直なお答えをしていました。

一国の総理が読めないような漢字を、基本事項を覚える中学生の子どもに、会社ごとにいろいろと振っているというのは全くおかしい。本来ここで言うよりも、教科書会社といえますか、教科書のそういった協会がきっとあると思うのです。そういうところに言わなければいけないのかもしれないかもしれません。歴史の教科書8社、検定を通過していても、いろいろな立場から微妙な差異がありますが、それ以前のこういう言葉遣いぐらいは教科書協会が統一してくれればなと思うのです。町田からそういうのはおかしいぞと言ってあげないと、なかなか直らないと思うのです。

今回ちょっと改善したと言ったのは、帝国書院と教育出版と東京書籍は、今まで現地読み優先だったのが、育鵬社と同じように、まず日本語読みで、下のほうに現地読みを振るというふうに、この3社が直りました。

大ざっぱに分けると、4つに分かれます。自由社は昔ながらに日本語読みのみ。今言った育鵬社に合わせて、東京書籍、教育出版、帝国書院が日本語読みを優先にしているという形です。それから学び舎、日本文教出版は、現地読み優先。

清水書院が、これまた中途半端で、例えば韓国系は、李成桂というのを仮に索引で引くと、「イソング」と出て、「りせいけい」を見ろとある。これは日本語読みを見ろと。ところが、中国系は、袁世凱（えんせいがい）にいくと、「ユワンシーカイ」を引きなさいとか、

何か統一性もないのですね。別紙2のほうにそのようなものをまとめています。だから、索引を引くのも非常に大変なことになっていて、何で普通にならないのかなと思っているのです。こういうメリットは何があるのかな。

先ほど言ったように、私は、自分の想像ですが、現地読みを優先するのはわかるのです。例えば海外旅行に行ったら、現地の人の風俗、慣習、言語を尊重するというのも大いに結構でしょうけれども、こういう初等中等教育で、子どもたちが読む基本的な歴史の本をこんなふうに混乱させているのはよろしくない。昔のようでいいのではないかと私は思う次第です。

例えば「百済（くだら）観音」を、そのうち「百済（ペクチェ）観音」とは言わないでしょう。法隆寺の百済観音はすらっとしたイメージですから、百済観音というのが1つの概念です。そのうち「百済（ペクチェ）観音」と読めば、これはおかしいですよ。文化の破壊だと私は思うのです。

教科書を読んでいるとおもしろいのは、盧溝橋というのを「ルーコウチアオ」と振っているところがあります。例えば帝国書院なんか、「ルーコウチアオ」と振った後、本文を読むと、「盧溝橋（ルーコウチアオ）で日中両軍が衝突した盧溝橋事件をきっかけに」とある。盧溝橋事件というのはルビがないのです。これは子どもはどう読めばいいのか。そのすぐ手前に「ルーコウチアオ」と振っているので、「盧溝橋（ルーコウチアオ）事件」と読むか。そういう混乱を起こさせているのです。

私は請願にもちょっと書きましたが、さっきいじめのことでもありましたけれども、言葉遣いといったものから乱れていくのです。今テレビなんか、言葉遣いが乱れちゃってひどいですね。ああいうのも公共の電波を操る人はもうちょっと責任を感じてもらいたいと思う。ああいうのを子どもが小さいときから見て、まねしたりするのでしょうかね。

話がちょっとずれてしまいましたが、そういった意味で、いつのころからこうなったのか。多分10年ぐらい前からでしょうか。そこまで私は調べてないのですけれども、そんな意味で、町田からぜひ普通の表記がいいよという声を上げてもらって、改善につながればいいと思います。

私の請願は以上でございます。ありがとうございます。

○委員長 貴重なご指摘ありがとうございます。請願者による請願第7号の意見陳述は終わりました。

それでは、請願第7号に関する願意の実現性、妥当性について、教育長から説明をお願いします。

いしたいと思います。

○**教育長** それでは、請願第7号の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第7号は、歴史教科書において、教育基本法及び学習指導要領に準拠している教科書であること、また人名、国名、地名などについて、日本人が読みやすいルビ表記で、索引から1回で普通に検索できる表記の教科書を採択するよう求めるものでございます。

教科書の採択候補本につきましては、全て文部科学省において教科書検定を受け、合格をしております。したがって、全ての採択候補本の教科書は、教育基本法及び学習指導要領に基づいているものと考えます。

文部科学省の教科用図書検定基準における表記の基準「地名・人名」には、外国の国名の表記は、原則として外務省公表資料等、信頼性の高い資料によること、外国の地名及び人名の表記については、慣用を尊重すること、地名・人名のうち、通常、漢字で表記されるものについては、常用漢字の範囲内に限定しないで、そのまま表記すること。ただし、児童または生徒に理解が困難であると認められる場合には、振り仮名を付けるなど、適切な配慮をすることと記載されております。したがって、全ての採択候補本の教科書における振り仮名は、生徒の理解が困難にならないように適切な配慮がなされているものと考えておりますが、その中でも、町田市の中学生在が学習しやすい教科書を採択するために調査研究を進めているところでございます。

また、教科書採択に当たりましては、全ての教科書の全ての内容について、特定の視点によることなく、みずからの権限と責任において、公正かつ適正に、総合的に判断していくこととなります。したがって、あらかじめ特定の視点によって判断するものではないという観点から、本請願は不採択とすることが適当であると考えます。

以上でございます。

○**委員長** 請願第7号に関する願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

先ほどの意見陳述並びにただいまの教育長の説明に関しまして、何か意見がありましたら、各委員からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**森山委員** 先ほどの請願につきましては、2016年度用の教科書採択に関する請願理由とその趣旨について、特に日本人が読みやすいルビ、表記に関する事項を、教科書選定の折、考慮するということを、詳細な教科書研究のもとにお伺いをさせていただきました。教科書表記につきまして、大変高いご関心をいただいていることにつきまして、感謝をいたし

たいと思います。本日の請願につきましては、十分に参考にさせていただきたいと思っております。

また、このことにつきましては、先ほどの教育長の説明にありましたように、不採択とすることが妥当であると考えております。

以上です。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○八並委員 教科書採択に関しまして高い関心を持っていただき、大変ありがたいと思います。

私は、英語圏ではありますが、海外で日本語読みの人名が相手に伝わらなかったという経験があります。本請願は、特に中韓の人名・国名等のみについて述べておられますが、教科書において日本語読みと現地読みとが併記されることは、よいことではないかと考えております。また、本請願に述べられているような索引の引きやすさというのは、教科書の使い勝手の1つであると思われまます。

私は今回初めて教科書採択にかかわりますが、これらの視点を踏まえ、公正、公平、中立の立場で、さまざまな観点から総合的に判断したいと思っております。

本請願につきましては、教育長が述べられたとおり、私も不採択とすることが妥当であると考えます。

○委員長 高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員 本請願でルビ表記について詳しく調べ、このように提示していただきまして、私自身、ルビ表記についても一度深く考えることができ、ありがとうございました。

本請願は、歴史教科書採択に関する請願、人名・国名・地名などのルビ表記に関するものですが、私の考えるところを述べたいと思います。

結論から言いますと、私はルビ表記に関しては、日本語読み、現地読み、両方が示してあるほうが好ましいのではないかと考えています。文部科学省の表記の基準につきましては、教育長が述べられたとおりであり、全ての採択候補本はルビ表記に違いがあるとしても、教科書検定を受け、合格しているということで、問題はないと認識しております。

私は1963年（昭和38年）生まれですが、人名の表記に関して、時代の流れと共に、変化してきていると感じています。例を挙げますと、現在の韓国の大統領、朴槿恵（パク・クネ）と呼んでおりますが、朴槿恵（パク・クネ）大統領の父、朴正熙（パク・チョンヒ）が大統領のときは朴（ボク）大統領と呼んでいたと記憶しています。また、15代大統領は

金大中（きんだいちゅう）と呼んでおりましたが、現在は金大中（キム・デジュン）と呼んでいると思います。時代の流れの中で、日本語読みだったり、現地読みだったりと変化していくことが今後も考えられますので、両方を知っておくほうがよいのではないかと考えています。

ただ、先ほど教育長の説明にありましたように、教科書採択は、全ての教科書の全ての内容について、特定の視点によることなく、みずからの権限と責任において、公正かつ適正に、総合的に判断して教科書を採択したいと思います。よって、本請願は不採択でよいと考えます。

以上です。

○委員長 私からも一言意見を述べさせていただきます。私も請願者と同じ団塊の世代でありまして、先ほどのご指摘につきましては共感するところが大きいです。

高橋委員が一つの事例を挙げられましたが、今この時代で一番言われているということで、外国読みというのはあっていいのかなと思いますけれども、やはり私の思いとしては、誰もが読みやすい表現、慣用を尊重するということがありますので、一番読みやすく、勉強しやすい。もしもいろいろ勉強する中で暗記をしていくということであれば、当然どう読むかということは、頭の中でそれを記憶していくわけですから、そういう意味で、読みやすい表現を第一にして、もしそれが日本語読みであって、現地読みもというのであれば、下段に入れるというほうが使いやすいなとも思います。

私も教科書採択に当たって心がけていることは、子どもたちにとって使いやすい教科書はどれかとか、その教科書を使って指導する先生たちにとってどの教科書が使いやすいか、こういうことを採択の際の私の一つの思いとしておりますので、もちろんルビについてもわかりやすいのがいいなとも思います。

ただ、どのルビが一番いいかということだけで教科書を選ぶわけにもいきませんので、使いやすい教科書ということで、ルビも含めて、ほかの委員あるいは教育長がおっしゃったように、総合的に考えて、最も使いやすい教科書を採択していきたいなとも思っております。

なお、請願者がおっしゃられたように、ルビの問題は町田市教育委員会がどうこうできる問題ではないなというのはなるほどなとも思いました。ここに教科書会社の方がいらっしゃるのかどうか分かりませんが、そういうこともタイミングを見て伝えていくというののもあっていいのかなとも思いました。そんなことで、教育長の説明のとおり不採択

でいいのかなと私も考えております。

以上、教育長の説明、そして各教育委員の意見は、全て不採択ということでありました。請願第7号につきましては、教育長の説明のとおり、不採択とすることが適当であると思われませんが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第7号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第7号の審議を終了いたします。

続きまして、請願第8号「中学校教科書採択に関する請願」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲内でこれを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

○委員長 再開いたします。

今申し上げましたように、10分の範囲内で、口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 先ほどしゃべったばかりですけれども、■■■■から来ました■■■■と申します。教育委員の皆様、4年に1度、8月は暑い夏で大変お疲れさまでございます。

私の請願は4項目書いています。

まず①の、教育基本法及び学習指導要領に最も準拠している教科書を選んでください。これはこのとおりで、特に補足説明はしません。

②ですが、歴史の中には、陰の部分というか、いいことだけではない歴史をどの国も必ず持っているわけですから、そういうのも記載するのは当然ですが、基本的な姿勢としまして、日本の教科書ですから、日本の子どもたちが読んで、日本に誇りと愛着を持てる姿勢、そういったもので編纂しているような教科書がよろしいと私は思います。

そこに「多面的な視点」と書いています。これをちょっと説明したいのですが、私が中

学生の修学旅行で京都・奈良へ行ったときに、奈良公園でバスガイドさんが、「皆さん、クイズを出しますよ。しかくって丸いものは何でしょう」と言うと、誰かが「そんなものはない」と言ったら、「それは奈良公園のしかせんべいです」とか、つまらないしゃれを言っていたのをいまだによく覚えているのです。

実際にここにいる皆さんが同じものを見て、ある人は丸い、ある人は四角い、実際あるのですね。よく見たら、缶コーヒーですね。いろいろな角度によって、ひし形に見えたり、楕円形に見えたりするでしょう。缶コーヒーは、一面的に見て、丸いのも正しい。常にその前に「一面的に」とつくわけです。今の例で言うと、缶コーヒーはわかりやすいのですが、歴史というのは、多面的に見るといっても、難しいのです。まず事実がある。その事実すら、本当にそれが事実だったのかな。ですから、同じものを見ても、いろいろな解釈が成り立つ。私は、悪いものは悪いのだけれども、なるべく子どもが読んで、日本に誇りを持てるような感性がまず必要ではないか。もちろん、白いものを黒だというのは完全にまずいですけどね。

また例を言いますと、アメリカという大国ですが、1776年に独立宣言があったと思うので、まだ二百何十年だと思うのですが、アメリカの歴史というのは白人が書いているけれども、1620年ごろでしたか、イギリスからメイフラワー号で白人が来るまで、そこに原住民がちゃんと住んでいたわけですね。インドに着いたと思ったから、勝手にインディアンと呼んでいるわけです。もともと原住民がアメリカ大陸にいたので、原住民が歴史を書いたら、そこにやってきた白人が、圧倒的な武器を持って、自分たちを何千万人も殺したか、その数字すらはっきりわからない。さらには、ここに住めという勝手な居住区まで特定されたりした。多分、原住民が歴史を書いたら、アメリカの白人は間違いなく悪魔になってしまうでしょうね。

また、アメリカの歴史の中で、例えば資源はあるけれども、労働力がないというので、アフリカまで行って、労働力を奴隷としてどんどん連れてくる。これなんかもめちゃくちゃだし、恥ずべき負の歴史でしょうね。今の車の輸出みたいに、全く無駄なく奴隷を船に押し込んで、アメリカに着くまでに相当数が亡くなったけれども、ああいう業者は保険を掛けているから損はないというので、そういう商売もあって、やっとアメリカに来たら、鎖をつけて競りにかけたとか、とんでもない歴史を持っているわけです。どちらかといったら、アメリカはそういう負の歴史を余り表には出しませんね。

負の歴史で思い出したのは、昨日がちょうど広島原爆記念日でしたが、例えばこの前の

戦争の原爆投下なんかは、弁解の余地がないと思うのです。食糧も燃料もない国に向かって、その次のいろいろな国際情勢を踏まえて、1発ならず2発も。落とす下には住宅街があって、学校があって、病院があって、そこに落とすなんて普通はできない。

これは本来なら、その後、東京裁判で裁かれなければいけない。人道に対するもう完全に悪ですね。たしかそのときにアメリカ人のブレイクニー弁護人がまさにそれを指摘しましたね。国家間の戦争でいろいろな人をA級だ、B級だとやって戦犯にしましたけれども、原爆についても、誰が落とされたのか、その人の責任はどうか、私はその人の名前を知っているとか、そこまで言ったら、同時通訳もなくなって、何かなったりした。ただ、議事録にはちゃんと残っているわけです。

今の世界史というのは、基本的に勝者の歴史だと思うのです。相当間違っただけのもの、今、歴史の事実として定着しているものもあるのではないかと。歴史というのは、見方によつたら勝った者勝ちでつくっている。ですから、世界史というのは、基本的にはそれまでの勝者である白人の視点からつくっているのが多いなと思います。やっこの数十年で、かなり客観性もとれてきている。いろいろな秘密も時々ちゃんと開示するようになってきている、そんな気がしてしようがありません。

余り細かいことをしゃべってもあれですが、例えば日本も明治以降、それまでちょんまげを結っていた人間が、約半世紀かけて不平等条約を何とかあれして、追いつき追い越せで近代国家の仲間入りする中で、ある意味、歴史の必然性でしょうか、とんでもない戦争をやってしまいましたね。

それと、例えばよく言われるように、アジアを侵略したという。確かにアジアは何もないところに日本軍が行ったので、それは侵略と言ってもいいかもしれませんが、私、先週、学生時代の友達10人ぐらいとクラス会があったときに、アジアを侵略したのはどこどこかと、ちょっと聞いてみたのですね。

中国大陸は、もう昭和の初期から大陸でいざこざをやっていたので、東南アジアのほうを見たとき、どこの国だか教えてくれないかといっても、誰も言えないんですよ。何かタイがあったよねとか。それから、ベトナムがあったんじゃないかといったら、それはフランスが主権を持っているフランスの植民地のベトナムだ。それから、インドネシアはオランダでしたかね。オランダが植民地にしているインドネシアという地域でしょうかね。フィリピンは、アメリカがはるばるあっちから来て植民地にして支配している。インドに至っては、1600年ごろからもう三百何十年にわたって植民地で収奪していた。ビルマはたし

かイギリスじゃないですかね。

ということは、イギリスの主権を侵して、そのイギリス領ビルマとか、オランダ領インドネシアとか、詳しいことはよくわかりません。タイだけは独立国家だったようですね。ちょうどフランスとイギリスの狭間だから、意図的に王様の国家としてあったらしいです。そうすると、欧米諸国が侵略していたところに、また侵略したといたら、これは解放かなという見方もあったり、異論がいっぱいあって、解放だと思ったけれども、一部の日本の軍隊も悪いことをしたかもしれません。

しかし、そういった歴史があって、今、アジア諸国も全部独立も果たしました。インドネシアに至っては、日本が敗戦すると同時にオランダが戻ってきて、新たにまた植民地にしようとしたときに、日本の兵隊さんがせっかく生き長らえて、祖国に帰ればいいのに、1,000人以上が残って、また独立戦争にも参加して、7割ぐらいが亡くなっているとか、そんな歴史もありますので、一面的に悪いというのではなくて、やはり多面的に見ないといけない。先ほどの缶コーヒーじゃないけどもね。

歴史を多面的に見るのは大変難しいことですし、悪いことは悪いのだけれども、そういう表記がよろしいかと。私自身、子どものときから大学生ごろまで、日本人でいるのが恥ずかしい、そんなような感覚でいました、いろいろな本や新聞に書いてあるものを読みましてね。そういうわけで、今私が言っているのは2番ですが、もう時間がないですね。

それともう1つ言いたいのは4番です。「採択に当たっては採択関係者の意見を尊重するとともに適切な内容の調査報告となるよう指導管理を徹底してください」。これは今の仕組みの中で、各保護者、市民からの意見、各学校からの調査報告、教科別の調査研究会、そういったものを調査協議会に集めるわけですがけれども、4年前の6月の市議会でも問題になりましたように、この内容がもうめちゃくちゃだったわけですね。先生方が書いてくる資料が上から下まで「良い」、「良い」、「良い」、「良い」とか、「おおむね良好である」。ひどいのは文字すら書いてなくて、クエスチョンマークが1個ある。こんなのが一部ではなくて半分ぐらいあったということで、4年前の市議会で、その当時の教育長が、「いいかげんと言われても仕方がありません」とたしか言っていますね。

こういう負の歴史ではないけれども、私があえて言うのは、人のうわさも七十五日と言いますので、最終的に教育委員会というものが一番上にあるわけですから、ぜひここできっちりたがを締めていただかないとよろしくない。ましてや調査書を先生がカンニングしていたのか、一言一句同じ文句があったとか、そんなのがあった。多分もう4年前からな

くなったと思いますけれども、それも含めて指導管理をぜひ徹底していただきたいという
お願いでございます。

ありがとうございました。

○委員長 請願者による請願第8号の意見陳述が終わりました。

これより請願第8号に関する願意の実現性、妥当性について、教育長から説明をお願い
いたします。

○教育長 それでは、請願第8号の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第8号は、平成28年度の中学校歴史・公民教科書の採択に関する請願でございます。
請願第8号の請願項目は4点ございます。

1点目は、教育基本法および学習指導要領に最も準拠している教科書を選択するよう求
めるものでございます。教科書の採択候補本につきましては、全て文部科学省において教
科書検定を受け、合格しております。したがって、全ての採択候補本の教科書は、教
育基本法及び学習指導要領に基づいているものと考えます。

2点目は、負の歴史の事実も記載するのは当然ですが、日本の教科書ですから基本的に
子供たちが日本に誇りと愛着を持てる姿勢（多面的な視点）で編纂されている歴史教科書
を選択するよう求めるものでございます。文部科学省の教科用図書検定基準における各教
科共通の条件には、「教育基本法第1条の教育の目的及び同法第2条に掲げる教育の目標に
一致していること」とあり、教育基本法第2条「教育の目標」の第五には、「伝統と文化を
尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社
会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」、これが明記されております。これらのことを
踏まえ、採択に向けて調査研究を進めてまいりました。

3点目は、公共の精神、国民の責任・義務及び家族の重要性を明確に記している公民教
科書を選択するよう求めるものでございます。先ほども申し上げましたとおり、文部科
学省の教科用図書検定基準における各教科共通の条件には、「教育基本法第1条の教育の目
的及び同法第2条に掲げる教育の目標に一致していること」とございます。そして教育基
本法第2条の「教育の目標」の第三には、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を
重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与
する態度を養うこと」と明記されております。これらのことを踏まえ、採択に向けて調査
研究を進めてまいりました。

また、公民では、現代社会を捉える見方や考え方を学ぶ中で、人間が本来、社会的存在

であることに着目させ、さまざまな社会集団の1つとして家族を扱います。具体的には、人は家族、学校、地域の自治会、職場など、さまざまな集団を形成して、そこに所属しており、協力して、よりよい生活を営む努力をしていることを学びます。また、少子高齢化で、家族、地域社会が変容していることなどについても学びます。教科書採択に当たっては、請願者が申し述べられた観点を含めて、全ての教科書の全ての内容について、みずからの権限と責任において、公正かつ適正に、総合的に判断してまいります。

4点目は、採択に当たっては採択関係者の意見を尊重するとともに、適切な内容の調査報告となるよう指導管理を徹底するよう求めるものでございます。

教科書採択については2016年度使用中学校教科用図書採択方針と町田市立小・中学校教科用図書採択要綱に則り、教育委員会が調査協議会を設置して、この調査協議会に各学校における調査が報告されることになっております。4年前に実施されました中学校教科書採択では、各学校における調査の報告書の不十分さが指摘されていたため、今回の採択に当たりましては、各学校が十分な調査を実施するよう、改めて指示を徹底し、改善を図ってまいりました。

以上申し述べましたように、教科書の採択に当たっては、あらかじめ特定の視点によって判断をするものではないということ、また、調査協議会に報告される各学校における調査については、既に改善を図っており、願意は既に実現されていることから、本請願については、不採択とすることが適当であると考えております。

以上です。

○委員長 請願第8号に関する願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

先ほどの意見陳述並びにただいまの教育長の説明に関しまして、ご意見をいただきたいと思っております。

○森山委員 本請願は、2016年度使用の歴史並びに公民にかかわる教科書の採択に関しまして、4点から成る要旨をもとにご意見をいただきました。

先ほどの請願の第7号におきましてもお話をいたしました、教科書採択に関しまして、このような分野からの大変高い関心をいただいておりますということに関しまして感謝を申し上げたいと思っております。

そして、本日の請願の内容につきましては、我々が調査研究を進める中で、十分に参考にさせていただきたいと思っております。

ただ、本請願につきましては、先ほどの教育長の説明にありましたとおり、不採択とすることが適当であると私は考えております。

以上です。

○委員長 ほかにどうですか。

○高橋委員 教科書採択に当たり、21世紀の町田、日本を背負っていく町田の中学生のことを思い、このように請願を出していただきましたことを心から感謝申し上げます。

私は、歴史教科書に限らず、教育基本法第2条「教育の目標」の第五の「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」、そのような教科書を選びたいと思っております。

また、請願項目3に関連いたしまして、公民の教科書に限らず、教育基本法第2条「教育の目標」の第三の「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」、そのような教科書を選びたいと思っております。

請願項目3にあります家族の大切さは、私も本当に同感するところでありますが、公民分野では、教育長が述べられましたように、現代社会を捉える見方や考え方を学ぶ中で、人間が本来社会的存在であることに着目させ、さまざまな社会集団の1つとして家族を扱うのですが、新学習指導要領になりましてから、家庭科において、家族の大切さを重要視するようになってきました。1年生の早い時期に限定して、家族、家庭と子どもの成長という単元を学ぶことになっております。家庭や家族の基本的な機能と、家庭生活と地域とのかかわりについて理解し、これからの自分と家族とのかかわりに関心を持ち、家族関係をよりよくする方法を考えるよう指導することになっております。参考までにお知らせいたします。

本請願につきましては、教育長が述べられましたように、採択の必要はないと考えております。

以上です。

○委員長 八並委員、いかがでしょうか。

○八並委員 高橋委員も述べられましたが、本請願に取り上げられております伝統、文化の尊重、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことを初め、多面的な視点での編纂、公共の精神、国民の責任と義務、家族の重要性などは、歴史、公民の教科書のみならず、全ての科目、種目の教科書に求められ

ているものと理解しております。教科書採択におきましては、これらの観点を含め、公正、公平、中立の立場で、真摯に取り組みたいと思っております。

また、教育長が述べられましたように、私たち教育委員も、教科別調査研究委員会報告書、各学校からの調査報告書、市民からの意見にも目を通しております。特に学校からの報告書については、以前に比べ、より充実した内容になっていると聞いておりまして、私たちもそのように感じております。

本請願につきましては、教育長が述べられましたとおり、私も不採択とすることが適当だと考えます。

○委員長 私からも一言述べさせていただきますと、私は学校という場から請願者の思いを理解しながらお話ししようと思っております。いわゆる子どもたちの指導といいますか、具体的には授業ですが、教科書をそのまま教える、あるいはそれを記憶させるということではなくて、もちろん重要な部分は覚えさせるという部分もありますけれども、その教科書を使って、教師がどのように授業を展開していくか、教師の思いをどのように伝えていくかという部分が極めて大きいと思っております。例えば歴史の扱い方につきましても、教科書に書いてあることをそのままだけでなく、それをどのように扱うかという教師の指導力というところにも大いに課題があると思っております、教科書の採択と同時に、教師の指導のほうにも求めていきたいなと思っております。

それから、家族といいますか、家庭といいますか、これは先ほど口頭の陳述には触れられていませんでしたけれども、学校にいる先生方は、子どもたちの指導に当たり、子どもたちを育ててきた保護者、家庭といったらいいか、家族といったらいいか、その要素がとても重要であるということに十分承知しているわけでありまして、教科書にどのように書かれているかということにかかわらず、家族の大切さということは、子どもたちにも伝えるでありましょうし、直接家族を構成している特に保護者に向けても、そのことを教育の中でもお話ししていくと思っております。

そういった意味では、私としては、請願者の思いは実現している、あるいは当然実現するだろうと思っております。

本請願につきましては、教育長の説明及び各委員からご意見をいただきましたとおり、不採択とするということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしということですので、請願第8号につきましては不採択と決し

ました。

以上で請願第8号の審議を終了いたします。

各請願者の皆さん、今日はお暑い中ありがとうございました。

休憩いたします。

午前 11 時 18 分休憩

午前 11 時 19 分再開

○委員長 再開いたします。

開会前に事務局からご連絡申し上げましたとおり、本日の会議は 12 時を回る可能性があります。この後の報告事項 4 については午前中に終えたいと思っております。

なお、熱中症の心配などもありますので、どうぞ水分を適宜おとりいただきたいと思います。事務局の皆さんも必要なら、そのようにしていただきたいと思います。

それでは、報告事項 4 「町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告について」、この報告をお願いしたいと思います。

なお、本日は、中学校教科用図書調査協議会の会長、岩田敏行鶴川中学校校長、副会長の天利公一つくし野中学校校長、同じく副会長の萩原和彦山崎中学校校長にご出席いただいております。

ちょっとお顔を見せていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、中学校教科用図書調査協議会の調査研究及び協議の結果について報告していただきます。よろしく願いいたします。

○岩田中学校教科用図書調査協議会会長 会長の岩田でございます。

それでは、これからご説明を申し上げたいと思います。

2016 年度から使用する中学校教科用図書の調査研究を行うよう我々は依頼を受けて、調査研究及び協議を行ってまいりました。配布資料の（１）「採択事務の経過」、（２）「教科用図書展示会実施結果」、（３）「中学校教科用図書調査協議会報告書」に沿いまして、ご報告をさせていただきます。

まず、「採択事務の経過」と「教科用図書展示会実施結果」につきましては、教育委員会事務局より説明いたします。その後、種目ごとに、総合的な評価・所見についてご報告させていただきます。

それではまず、事務局より、採択事務の経過の説明をお願いいたします。

○指導課統括指導主事 それでは、2016年度から2019年度まで使用する中学校教科用図書採択手続に関する経過説明をいたします。資料は報告事項4(1)「2016年度使用中学校教科用図書採択事務の経過」でございます。

まず5月1日の教育委員会第2回定例会におきまして、採択方針、選定基準を決定いたしました。採択方針につきましては、町田市教育委員会は、2016年度から2019年度まで使用する中学校教科用図書の採択に当たって、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱に則り、町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告等を参考に、みずからの責任と権限において、町田市の生徒に最も適した教科用図書の採択を行うと定めております。

選定基準につきましては、4つの観点をもとに、1「内容」、2「構成・分量」、3「表記・表現」、4「使用上の便宜」と設定いたしました。

1「内容」につきましては、「学習指導要領に示された各教科、各学年の目標及び内容を踏まえているか」、「学習指導要領に示された内容の取扱いに配慮しているか」、「生徒の学習意欲や関心を引き出す配慮があるか」の3項目。

2「構成・分量」につきましては、「基礎的・基本的な内容と発展的な内容が分かりやすく構成されているか」、「各単元や領域の分量は適切か」、「単元・教材の系統性を考えて配列しているか」の3項目といたしました。

3「表記・表現」につきましては、「生徒にとって分かりやすい適切な表現になっているか」、「印刷、写真、挿絵、図形等が見やすく分かりやすいか」、「町田市の地域性に合っているか」の3項目。

4「使用上の便宜」につきましては、「全体の構成が見通せるように配慮しているか」、「課題発見、課題解決に向けた学習が効果的に進められるようになっているか」、「学び方、考え方を習得できるように工夫しているか」の3項目といたしました。

以上の選定基準で調査研究を行いました。

次に、中学校教科用図書調査協議会学校調査研究並びに教科用図書展示会の経過説明をいたします。

5月12日に中学校教科用図書調査協議会第1回を開催いたしました。以後、協議会と略して説明をいたします。

協議会第1回では、協議会の委員16名に委嘱状を交付し、教育委員会から協議及び報告を依頼しました。また、採択事務日程、選定基準等についての説明、確認を行うとともに、協議会会長から中学校長会へ、中学校教科用図書調査研究委員54名の推薦を依頼いたしま

した。

5月26日には、中学校教科用図書調査研究委員会全体会を開催し、協議会会長から研究委員に委嘱書を交付いたしました。引き続き各教科の調査研究委員会で、委員長、副委員長を選出し、調査研究の進め方、今後の日程等について打ち合わせをいたしました。

その後、各教科ごとに調査研究委員会を開催し、6月29日には各調査研究委員長から調査研究報告が協議会会長宛てに提出されました。学校調査研究につきましては、5月12日に各中学校長宛てに学校調査研究報告書の提出を依頼し、5月26日から中学校を4グループに分け、教科用図書の見本本の回覧を開始いたしました。各中学校では、実際に教科書を使用して指導する教諭らが種目別あるいは学年別に分担し、全種目、全社について選定基準ごとに調査研究を行い、報告書を作成いたしました。7月8日には、各中学校から学校調査研究の報告書が協議会会長宛てに提出されております。

教科用図書展示会につきましては、6月5日から7月8日まで、教育センターと市役所の2カ所で行いました。資料は報告事項4(2)「2016年度使用中学校教科用図書展示会実施結果」でございます。

市役所では日曜開庁日にも開催をいたしました。展示会場にいらした市民等の方々の人数は、教育センター及び市役所を合わせて560名でございます。前回の中学校教科用図書採択事務を行いました2011年度の展示会は206名でしたので、354名の増加となっております。そのうち324件のご意見をいただいております。

意見の内容につきましては、個々の教科書に関しては、国語科3件、社会科296件、社会科の内訳は歴史が155件、公民139件、地理が1件、地図1件、数学科6件、理科7件、音楽科3件、保健体育科4件、技術・家庭科1件、英語科4件が寄せられました。また、教科書全般的なことや教科書展示会のことに関するご意見は114件ございました。

そして7月14日には協議会第2回を開催いたしました。ここでは各教科の調査研究委員会の委員長からの報告と、教科書展示会における保護者、市民の意見について、事務局から報告を行いました。そして調査研究委員会の報告、学校調査研究、保護者、市民の意見を総合的に検討して、協議会の報告書を作成し、第3回の協議会で検討協議することを確認いたしました。

7月21日には協議会第3回を開催いたしました。ここでは協議会としての報告書について検討協議し、作成をいたしました。

採択手続に関する経過説明は以上でございます。

○委員長 それでは、ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして、何か質問などありましたらお願いいたします。

○高橋委員 今年度の教科書採択に当たり、本日も先ほど3つの請願がありましたが、これまでも請願が提出されております。その中で、現場の先生方の意見を大切にしてほしいという内容のものがありました。私も現場の先生方の意見は、大変貴重な意見として参考にすべきものだと思っておりますが、調査協議会では、現場の先生方の意見をどのように反映させていますか。

○委員長 ほかに質問ございますか。

○森山委員 1点、全般的な内容につきまして質問をさせていただきたいと思えます。

先ほどの教科書採択経過説明でもございましたが、教科用図書の展示会では、6月5日から7月8日まで教育センター並びに市役所の2カ所で行ったということで、非常に多くのご意見をいただいたという経過の説明がございましたが、教科用図書展示会ではどのような意見がございましたでしょうか。お伺いいたしたいと思えます。

○委員長 ほかに質問ございますか。よろしいですか。

では、2点質問がありましたので、ご回答をお願いいたします。

○指導課統括指導主事 回答いたします。

1点目についてですが、調査協議会には、各教科の校長、教諭で組織する調査研究委員会の調査報告、各学校における調査報告、市民の意見が届きます。協議会が作成する調査研究報告書は、これらの報告を参考にして作成しています。また、調査協議会の委員は、各教科の調査研究委員会の委員長である校長が務めております。

続きまして2点目、教科書展示会に寄せられたご意見の内容をご説明させていただきます。中学校教科書に関する主なご意見についてですが、ご意見が多かった社会の歴史的分野と公民的分野について申し上げます。

歴史的分野では、多くのご意見が、近代の日本と世界に関するものでした。その中でも多かったのは、自由社と育鵬社に寄せられたご意見です。例えば「近代の歴史において、第2次世界大戦の捉え方が、日本の責任をしっかりと自覚させないような内容になっていることに疑問を持ちます」、「太平洋戦争中のアジア諸国への日本の侵攻について、日本が独立を助けたと強調していて、本質が語られていない」、「戦争を美化し過ぎのところが全面に感じられます」、「戦後の日本国憲法について、戦後の反省に立ってこの憲法を国民が受け入れたのに、そのようなことが書かれておらず、この憲法はさもよくないというような

感じに書かれているのはおかしいと思う」といったご意見が多かったです。

一方で、次のようなご意見もありました。「日本が誇りを持ってアジアの植民地解放後も力を尽くしたことも正当に教えている」、「太平洋戦争の目的、展開、終戦の記述も適切である」というご意見です。

これ以外にも、歴史的分野では、天皇の扱いが発行社によって異なること、また、地名、国名、人名の現地読み表記の扱いが発行社によって異なることなどについて、ご意見をいただきました。

公民的分野では、多くのご意見が、日本国憲法、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重に関するものでした。その中でも多かったのは、育鵬社に寄せられたご意見です。例えば「天皇制の美化、自衛隊を憲法9条に違反しないものなど、いろいろ議論のある中で、一方的な記述がされている」、「日本国憲法の国民主権、平和主義の項が少なく、現政権の主義と同じように書かれていて、違和感を覚えます」、「現憲法がGHQの押しつけであるような記述があり、憲法を変えるための宣伝パンフのような内容になっている」、「人権より社会の秩序、社会全体の利益を優先に記述されている」といったご意見が多かったです。

一方で、次のようなご意見もありました。「日本人が自国に対し、誇りを持てるような内容で、公平に書かれているのでよいと思う」、「領土の国境がきちんと書いてある」というご意見です。

公民的分野では、これ以外にも、家族の記述が発行社によって異なること、総理大臣の扱いが発行社によって異なることなどについて、ご意見をいただきました。

また、教科書全般に関する主なご意見として、「どの教科書会社も最新の情報が増えて、よりよくなっていました」、「全体的に分厚過ぎると思います。子どもは持ち運びが大変そうです」といったご意見をいただきました。

教書展示会に関する主なご意見としては、「机、椅子が用意されており、常駐の係員さんがおり、閲覧しやすくてよいと思いました」、「子どもがどんな教科書を使うか、考える機会があるのはいいことだと思います」などのご意見をいただきました。

一方で、次のようなご意見もいただいております。「展示会場の表示が小さく、見つけにくい」です。次回の参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、次に、協議会の会長から、協議会の調査研究について報告していただきます。よろしくお願いたします。

○岩田中学校教科用図書調査協議会会長 それでは、我々の調査協議会から、調査研究についてご報告させていただきたいと思います。

報告書につきましては、各教科の調査研究委員会からの報告、各学校の調査研究の報告、さらには教科書展示会における保護者、市民の意見に基づいて作成いたしました。

それでは、種目ごとに順を追ってご報告させていただきます。

国語、書写、数学、理科、美術については、萩原副会長から、音楽、保健体育、技術・家庭、英語につきましては、天利副会長から報告させていただきます。最後に、社会科につきましては、私から、それぞれ報告させていただきます。それでは、よろしくお願いたします。

○委員長 それでは、お願いしたいと思います。最初に、国語と書写について報告をしていただきたいと思います。

○萩原中学校教科用図書調査協議会副会長 それでは、国語について報告いたします。

「新編 新しい国語」、東京書籍。

最近の事象を題材にして図や写真が随所であり、生徒の視覚に訴えて意欲を引き出しています。「てびき」、「言葉の力」で、学び方、考え方を習得できるように工夫されています。

続いて「中学校国語」、学校図書。

イラストを多く使用していて、親しみやすくなるようにしています。古典と現代をつなげる文章がある点が配慮されています。テーマごとに、多様な文種が入るように構成されている点が特徴的です。

続いて「現代の国語」、三省堂。

写真や図が豊富であるとともに、「コラム」で国語への関心をもたせるようにしています。「学びの道しるべ」、「読み方を学ぼう」を通じて、考え方や学び方を習得できるように工夫しています。

続いて「伝え合う言葉 中学国語」、教育出版。

各単元の目標を明確に示したり、写真や絵を豊富に取り入れたりして、学習意欲を引き出す工夫をしています。手引きに「言葉・表現」という項目を設け、語彙に着目させているところが特徴的です。

続いて「国語」、光村図書出版。

物語や説明文等、魅力的な作品が多く、生徒の発達段階に即して適切な教材を選択しています。習得と活用を繰り返し、言葉の力を積み重ねていける教材配列になっています。

国語は以上です。

続いて、書写について報告いたします。

「新編 新しい書写」、東京書籍。

文字文化に対する興味・関心が高まるような教材・資料を設定しています。既習内容が生かされるような工夫とともに、硬筆・毛筆、教材の系統性も十分に考えられています。

続いて「中学校書写」、学校図書。

「書写の窓」で興味深いトピックを紹介することで、関心を高める配慮をしています。自己評価の観点を確認できるコーナーを設けるなど、学び方を習得できるように工夫しています。

続いて「現代の書写」、三省堂。

実際に教科書に書き込めるようにして、基礎・基本の習得を重視しています。めあての明示や、書いて確かめたり、振り返りを設けたりして、学び方を習得できるように工夫しています。

続いて「中学書写」、教育出版。

硬筆と毛筆、楷書と行書、漢字と仮名などの教材の系統性を考えて配列しています。「振り返ろう」で学んだことを確認して、「生かそう」で学んだことを活用できるように工夫しています。

続いて「中学書写」、光村図書出版。

実際に文字を書きたくなるような実例や写真などを掲載しています。中学3年間の見通しをもたせた上で、硬筆から毛筆へ、楷書から行書へと系統性を考えて配列しています。

書写は以上です。

○委員長 それでは、国語と書写について、教育委員のほうから少し質問をさせていただきたいと思います。何かございますか。

○八並委員 国語と書写については、発行社は同じものがよろしいのでしょうか。それとも異なっても構わないのでしょうか。

○萩原中学校教科用図書調査協議会副会長 特に同じ会社を選定するメリットはないと考えています。

○委員長 ほかにありますか。

○高橋委員 国語の教科書では、どの教科書にも発展的学習のための教材がありましたけれども、現在国語科では、発展的学習を行う場合、教科書の中の教材を使って行っていま

すか。

○萩原中学校教科用図書調査協議会副会長 教科書の教材を使うことが多いです。教員によっては教科書以外の資料を扱うこともあります。

○委員長 私から、書写に関してお尋ねしたいと思います。

学校図書の教科書の評価・所見では「毛筆を先行させながら」というふうに示されていますし、光村図書出版では「硬筆から毛筆へ」と書かれてありますが、毛筆の指導と硬筆の指導には順序があると考えたほうがいいのでしょうか。もし順序があるとすれば、このことが教科書に反映されている必要がありますでしょうか。

○萩原中学校教科用図書調査協議会副会長 学習指導要領では、毛筆を使用する書写の指導は、硬筆による書写の能力の基礎を養うようにすること、そして筆記具については、硬筆や毛筆などを適切に選択したり、組み合わせたりすることが求められると書かれています。硬筆か毛筆かの順序は触れられていませんが、生徒の実態や、指導者によっては、順序を決めて指導しているのが現状です。

○委員長 ほかに国語、書写に関してよろしいですか。

それでは次に、社会科ですが、地理、歴史、公民、地図、これを続けてお願いしたいと思います。

○岩田中学校教科用図書調査協議会会長 それでは、社会科（地理的分野）のほうから順次報告をさせていただきます。

それでは、地理的分野。「新編 新しい社会 地理」、東京書籍。

歴史や公民との関連に配慮し、教材の系統性がよく考慮された構成になっています。各見開きには「学習課題」と「確認」が示され、効果的に学習を進めることができる配慮がされています。

「中学社会 地理 地域にまなぶ」、教育出版。

導入ページでは地図の読み方など技能的なことを押さえ、特設ページで身近な問題を扱うことで、学習意欲を引き出す配慮がなされています。各ページの終わりにある「ふりかえる」の活動を通して考えを深めることができます。

「社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土」、帝国書院。

各章の導入ページが充実しており、効果的な写真資料で学習意欲や課題意識を高める配慮があります。用語の解説が充実し、資料活用の視点が明確に示され、主体的な学びを促す工夫となっています。

「中学社会 地理的分野」、日本文教出版。

「世界からみた日本の姿」に1つの章を当てたところに独自の視点が見られます。各項目の終わりにある「学習の確認と活用」を利用することで、考え方、学び方を身につける学習が効果的に行えます。

社会（地理的分野）は以上です。

続きまして、社会（歴史的分野）について報告いたします。

「新編 新しい社会 歴史」、東京書籍。

より深い内容を「深めよう」というコラムで多く取り上げており、意欲・関心を高めることができます。小学校での学習事項との系統性がよく図られ、時代の流れをつかみやすくする工夫がされています。

「中学社会 歴史 未来をひらく」、教育出版。

本文に基礎的、基本的な内容があり、章末に発展的な内容がコラムでまとめられており、構成がわかりやすい。1つ1つの資料にすぐ分かる正解を載せず、生徒自身が考えることができる設問が多い。

「中学歴史 日本の歴史と世界」、清水書院。

本文がページの半分に集中しています。多摩地域の自由民権運動に関する資料が取り上げられているので、地域学習への活用が可能です。1つ1つの資料について詳しく説明が書かれています。

「社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き」、帝国書院。

小学校での学習事項や地理・公民との系統性を踏まえています。図や写真、地図等を見やすいように配置しています。文化史はページの半分を写真や資料に使っているのが特徴的です。

「中学社会 歴史的分野」、日本文教出版。

コラムや図版に生徒の興味関心を引く内容を取り扱ったものが多い。単元や教材が歴史の流れをきちんと押さえ、系統に沿って適切に配列されています。図版が大きくて見やすい。

「新版 新しい歴史教科書」、自由社。

歴史上の人物が果たした役割や生き方などについて時代背景と関連付けて考えさせています。日本独自の視点に立つ記述が目立ち、世界史との関連という面での系統性が弱くなっています。

「新編 新しい日本の歴史」、育鵬社。

国家・社会に尽くした歴史上の人物に対する興味・関心を育てようとしています。「歴史ズームイン」、「なでしこ日本史」などのコラムに工夫が見られます。日本史に比べ、世界史分野の取り扱いが少なめです。

「ともに学ぶ人間の歴史」、学び舎。

見出しの文言を工夫して関心を引き出そうとしています。日本史と世界史のつながりが捉えにくく、歴史の系統性についてはあまり配慮されていません。多摩地域の自由民権運動を本文の独立した項目として詳しく取り扱っています。

以上、社会（歴史的分野）でした。

続きまして、社会（公民的分野）について報告いたします。

「新編 新しい社会 公民」、東京書籍。

初めの方のページに現代の身近なテーマを配置しており、生徒の学習意欲や関心を引き出す配慮があります。新聞やインターネットを利用してみずから調べることができ、なおかつ各自の意見が異なる課題も多く取り上げられています。

「中学社会 公民 とともに生きる」、教育出版。

興味・関心を持ちやすい資料が豊富に盛り込まれ、学ぶ楽しさや意欲が高まるように配慮されています。みずから調べることができ、多様な意見が出やすい課題が多く、協同的探究学習への利用がしやすいです。

「中学公民 日本の社会と世界」、清水書院。

グラフやデータについては生活に身近なものを取り入れるなどの工夫が見られます。基本用語を確認しつつ、「もっと知りたい公民」で発展的な内容が構成されています。

「社会科 中学生の公民 より良い社会をめざして」、帝国書院。

基礎的、基本的な内容と発展的な内容がバランスよく構成されています。「クローズアップ」などに、生活に身近でみずから考え、意見を発表しやすい課題が多いので、協同的探究学習を行うのに有効です。

「中学社会 公民的分野」、日本文教出版。

レポート作成の仕方が丁寧に説明されており、社会の課題に主体的にかかわろうとする態度を養うまでの系統性が見られます。最終章のレポート作成と考察・議論・まとめ方の指導は協同的探究学習に生かすことができます。

「新しい公民教科書」、自由社。

写真やグラフが効果的に取り入れられていて見やすいです。地方自治に充てたページ数が少ないです。ミニ知識のコラムでは、重要な事柄を学ぶヒントが書いてあり、学び方や考え方を習得できるような工夫がなされています。

「新編 新しいみんなの公民」、育鵬社。

基本内容を確認しつつ、「理解を深めよう」のコーナーで生徒の理解を深める工夫が見られます。少子高齢化、多文化社会、グローバル化、情報化、伝統文化の継承などの課題について効果的な学習を進めることができます。

社会科（公民的分野）は以上です。

最後に、地図について報告いたします。

「新編 新しい社会 地図」、東京書籍。

内容に即した写真を多く用いて学習意欲や関心を引き出す工夫をしています。教科書と配列が連動しており、全体の見通しがもちやすいです。「6人の友達と先生」による発問により課題学習を効果的に進める工夫がなされています。

「中学校社会科地図」、帝国書院。

資料の情報量が豊富で、教科書との系統性が十分に図られています。各地方を大観させる地方図が充実しており、生徒の主体的な学びを促す配慮があります。ページが色分けされており、内容構成を把握できるよう配慮がなされています。

地図は以上です。以上で社会科を終わります。

○委員長 それでは、また幾つかお伺いしたいと思いますが、初めに社会科全体に関する質問をお願いしたいと思います。

○八並委員 地理的分野と地図は同じ発行社の教科書がよいのでしょうか。また、歴史的分野、公民的分野とともに、同一の発行社がよいのか、違ってもよいのかという観点を伺いたいと思います。

○岩田中学校教科用図書調査協議会会長 ご指摘の地図と地理的分野の教科書及び歴史的分野と公民分野の教科書、同じ会社がいいのではないかというご指摘ですが、協議会では、同じ会社の教科書を選定するメリットは特にないと考えております。

○委員長 ほかに質問ありますか。

○高橋委員 社会科の3つの分野それぞれにおきまして、協同的探究学習に有効であるというふうに指摘されている教科書がありますが、このことに触れていない教科書は有効とは言えないと理解してもよろしいのでしょうか。

○岩田中学校教科用図書調査協議会会長 特にそういうことはありません。有効であると指摘したのは、町田市が進めている協同的探究学習の題材としてそのまま活用する部分があるということです。ただ、触れてない教科書でも、教員の工夫次第で有効に活用することは十分可能であると考えております。

○委員長 それでは、地理的分野について質問があればと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

では次に、歴史的分野につきまして質問がありましたらお願いいたします。

○高橋委員 社会科の歴史を学ぶときに、資料というものは学習を理解していく上で大きな手だてになると思いますが、現在、町田市の中学校では、副教材として、資料集などを使ったりしているのでしょうか。

○岩田中学校教科用図書調査協議会会長 特に調べてはいませんけれども、全ての学校でそういう資料集は使っていると把握しております。

○委員長 それでは、私から質問させていただきます。私ども教育委員も、毎日のように教科書を見て、比較検討しているところです。神話とか伝承というものが、教科書によって扱われ方がさまざまだと思うのですが、神話とか伝承はどのように扱うことになっているのか、もしお答えがありましたら、教えていただきたいと思います。

○指導課統括指導主事 その件につきましては事務局から答えさせていただきます。

学習指導要領におきましては、古代までの学習において、考古学などの成果の活用を図るとともに、後に古事記、日本書紀などにまとめられた神話、伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰や物の見方などに気付かせることに留意するとなっております。

○委員長 わかりました。

続けて、私から。これも教科書を見ておりましたいろいろだと思ったことがあります。それは「大和政権」と表現している教科書が、私の調査では3社、それから「ヤマト王権」と表現している教科書が3社、それから「大和朝廷」と表現しているのが1社、それから「大和朝廷（大和政権）」と表現しているのが1社、このように書いてあります。私のような年代の者は、「大和朝廷」というふうに学んできたわけですが、今や教科書によってこのようにさまざまあります。このことについてはどのように捉えて調査研究をされてきたのでしょうか。

○指導課統括指導主事 この件につきましても事務局よりお答えさせていただきます。

この件につきましては、確認が必要でございますので、次回17日に改めて回答させてく

ださい。

○委員長 ぜひまたご回答をよろしくお願いいたします。

ほかにありますか。

○高橋委員 調査協議会の報告の中で、4社の教科書において、多摩地域や町田市の自由民権運動の資料が取り上げられたり、独立した項目として詳しく扱っているなど、記載されています。町田市には、自由民権資料館という施設もあつたり、自由民権運動については歴史的なものがありますけれども、実際、歴史の授業の中で、自由民権運動についてどのように学んでいるのか、教えてください。

○岩田中学校教科用図書調査協議会会長 自由民権運動については、社会科の中では、力ではなく、言論の力で世の中を変えていこうとする運動というふうに捉え、全国に広がり、政党の結成、さらには憲法の制定につながるということを指導していきます。

特に町田市は自由民権運動の中心の1つでもあります。ということで、自由民権資料館等があるわけですが、具体的に町田市を学ぶよい機会として、郷土学習を進める1つの教材として有効に使っております。ほかのところより多いかと思いますが、2時間程度で授業を進めているという状況です。

○委員長 私からも一つお聞かせください。日本史と世界史、日本史分野と世界史分野の関係についてでございます。学習指導要領に示された「歴史的分野」の「目標」の中には、その一部に「我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に」と書かれております。このことは世界史分野をどの程度、どのように取り上げることが望ましいと考えたらいいのかということで、私のような年代の者は、中学時代は忘れましたが、高校時代には日本史と世界史は別の教科だったような気がしております、どうしてもそのことにこだわってしまうのですが、中学校の歴史分野につきましては、日本史と世界史をどんな割合でと言ったらいいのでしょうか、どんなつながりで教科書に上げていったらいいのかということについて、もしご回答がありましたら教えてください。

○岩田中学校教科用図書調査協議会会長 まず系統性ということですが、今、学習指導要領の話ですが、世界の歴史の中で日本史を考える。すなわち、日本の歴史的事象を世界的な視点でしっかり捉えることが必要になるわけです。いわゆる関連性をしっかりと捉えるということです。日本の歴史的事象も世界の流れの中、世界の事象と関係があるのだというような捉え方です。

そういうことで、関連性については、各教科書会社によって捉え方が多少違います。そ

の関係で、世界史の紙面の分量が多少変わっているという状況があります。量だけではなくて、取り扱いも違うというのが現状としてあるというふうに調査協議会のほうでは捉えました。

○委員長 歴史的分野につきましては、ほかにいかがでしょうか。

それでは次に、公民的分野につきまして、質問などありましたらお願いいたします。

○高橋委員 中学生が政治について学ぶ際、一番身近な地方公共団体の仕事や仕組みを学ぶことが、私はとても重要だと思っていますけれども、町田市の市政について、どの程度詳しく学ぶのか、町田市政のわかる資料などを使って学んでいるのか、そのところを教えてください。

○岩田中学校教科用図書調査協議会会長 それでは、具体的にお話しさせていただきます。

地方財政を学ぶのに、町田市の間税会が作成している資料を使用することがございます。町田市や東京都の財政収入や支出のグラフが書かれております。それをしっかり読み取り、そこから国の仕事と地方の仕事の違いを考えさせたり、その特色、課題等を学んだりします。また、時には市が発行している「議会だより」も資料などとして使うことがございます。町田市のこういう実態を、地方自治を学ぶ教材とさせていただいているという状況でございます。

○森山委員 1点質問させていただきたいと思います。

まず社会科の公民的分野というのは、政治あるいは経済、法律、現代社会などを学ぶと理解をしておりますが、実際におきまして、教科書以外の資料というのは、このような内容を学習する場合に、どのようなものを使っていらっしゃいますでしょうか。

○岩田中学校教科用図書調査協議会会長 先ほど歴史分野のところでも話がありましたが、全ての学校で副教材として資料集を使っているという状況はございます。と同時に、それ以外に、新聞や書籍を使った教師作成の自主教材や視聴覚教材なども有効に使っているという現状がございます。

○委員長 ほかにありますか。

続いて、地図に関してですが、何か質問はありますか。――よろしいですか。では、社会科は終わります。

続いて、数学について報告をお願いいたします。

○萩原中学校教科用図書調査協議会副会長 数学について報告いたします。

「新編 新しい数学」、東京書籍。

身近な事例を多く用いて、関心・意欲を引き出す配慮をしています。計算の問題文の文末表記が「計算しなさい」に統一され、分かりやすいです。章末問題等で既習事項を振り返ることができます。

「新版 数学の世界」、大日本図書。

穴埋め問題が多く設定されているので、教科書を読んで理解しながら書き込んで完成することができます。章末問題等で、問ごとに既習事項の振り返りの表示があり、繰り返し練習する機会を設けることができます。

「中学校数学」、学校図書。

「深めよう」や節ごとの「クローズアップ」では進んだ内容を取り上げる場面が多いです。計算の問題文の表記が「計算しなさい」に統一され、分かりやすいです。章末の問題等で、既習事項の振り返りができる工夫がされています。

続いて「中学数学」、教育出版。

計算の問題文の文末表記が「計算しなさい」に統一されていて分かりやすいです。章末の問題等で、問ごとに既習事項を振り返る工夫があり、ノートのととり方、レポートの書き方などが細かく書かれています。

続いて「未来へひろがる数学 (MathNavi ブック)、新興出版社啓林館。

導入や文章題などで身近な事例を多く用い、関心・意欲を引き出す配慮をしています。問題が「基本→応用→活用」に分かれていて、分かりやすく構成されており、別冊で発展内容を記載しています。

続いて「中学校数学」、数研出版。

身近な事例を用い、関心・意欲を引き出す配慮をしています。問題が「基本→応用→活用」に分かれていて、分かりやすく構成されています。章末の問題等で、問ごとに既習学習の振り返りや発展学習へのアプローチの表示があります。

続いて「中学数学」、日本文教出版。

身近な事例や他教科と関連する事項を掲載し、学習意欲や関心を引き出す配慮があります。個に応じた学習の場面を設けてあり、理解の定着や技能の習熟を図ることができます。

数学は以上です。

○委員長 それでは、数学に関しまして、何か質問などありましたらお願いいたします。

○高橋委員 どの出版社の教科書においても、計算問題の文末表記について書いてあり、「統一されている」が3社と「統一されていない」が4社ありますけれども、統一されて

いないことによる課題はどんなことが考えられますか。

○萩原中学校教科用図書調査協議会副会長 文末表現の課題ということですが、数学的にはどの表現でも意味が通っています。ただ、文末表現が同じであれば、生徒の無用な混乱を避けることができます。また、言葉でのつまずきが生徒の意欲に関係することも考えられます。

○委員長 ほかに数学に関してありますか。――よろしいですか。

それでは、理科について、報告をお願いいたします。

○萩原中学校教科用図書調査協議会副会長 では、理科について報告いたします。

「新編 新しい科学」、東京書籍。

関心・意欲を引き出すトピック、図及び写真等が豊富です。レポートの書き方が初めに説明されています。また、「実験から」、「重要語句」、「まとめ」という表記があり、分かりやすいです。付録も活用できます。

「新版 理科の世界」、大日本図書。

小学校での学習内容が理解しやすい構成になっています。各単元の初めに、短く簡潔に単元全体の課題が書かれていて、見通しをもった学び方を習得できます。人の挿絵に「ふきだし」をつけて考え方のヒントを多く提示しています。

「中学校科学」、学校図書。

「科学を仕事に活かす」という職業を紹介するページが充実し、学習意欲につながる工夫があります。説明文が端的で読みやすく、日常との関連が意識された構成でわかりやすいです。

「自然の探究 中学校理科」、教育出版。

エネルギーに続き、発電方法や放射線の内容となっており、連続性を保っています。実験プリントがコンパクトにまとまり、単元の初めに学習の流れが示されているので、見通しが付きやすいです。付録は活用できる内容です。

「未来へひろがるサイエンス（マイノート）」、新興出版社啓林館。

別冊「マイノート」を活用することで、学習意欲の向上が期待できます。発展的な内容は高度ではありますが、図表が多く、文章を平易にしているので、生徒にとってわかりやすいものとなっています。

理科は以上です。

○委員長 理科に関して、私から質問させてください。私の時代のことになると思うので

すが、理科といたしますと、物理、化学を第1分野、生物、地学の領域を第2分野というふうに、私の頭の中はどうしても分けられているのですけれども、5社の教科書を見る中で、1分野、2分野に分けて単元が並べられている教科書と、そうした分野にこだわらずに並べられている教科書があるのです。1分野とか2分野という考え方は、新しい教科書、今の理科教育の中では、もうどうでもいいことなのか。また、そういうふうに今でも分けてある教科書もありますので、1分野、2分野に分けて並べているということと、分野にこだわらず並べているということについて、メリットといたしますか、デメリットといたしますか、何かあるのでしょうか。

○萩原中学校教科用図書調査協議会副会長 分野の配列のことは、現在單元ごとに学習するので、分野に分かれていなくても、大きな混乱はなく授業が進められています。以上です。

○委員長 ほかに理科についてございますか。

○八並委員 幾つかの教科書の中で、付録や別冊は活用できるとありますが、これは付録や別冊がついていない教科書と比べ、優位性があると考えてよろしいのでしょうか。

○萩原中学校教科用図書調査協議会副会長 付録や別冊についてですが、付録は生徒の意欲を高める工夫と考えています。しかし、付録がないと特段問題があるというわけではありません。また、別冊は、活用できる反面、直接記入できるつくりになっているため、実験方法等の変更がしづらい面もあります。別冊がないことで、特段の授業への問題はありません。

○委員長 理科についてほかにありますか。——よろしいですか。

それでは次に、音楽に移ります。音楽（一般）と音楽（器楽合奏）、あわせてご報告をお願いいたします。

○天利中学校教科用図書調査協議会副会長 それでは、音楽（一般）について報告いたします。

「中学音楽 音楽のおくりもの」、教育出版。

各学年の目標及び内容を踏まえたつくりで、目次にねらいが單元単位で示され、基礎・基本的な内容が丁寧に扱われています。発問に沿ったワークシートの配列、音楽構成、活動記入欄、挿絵の効果的使用等の工夫がされています。

「中学生の音楽」、教育芸術社。

合唱が盛んな町田市にとって、魅力的な合唱曲が多く扱われ、小学校との連携にも配慮

したつくりになっています。また、目次の音楽学習MAPにより、全体の構成が分かりやすく、見通しやすい内容となっています。

次に、音楽（器楽合奏）について報告いたします。

「中学器楽 音楽のおくりもの」、教育出版。

基礎から発展まで系統立てて構成され、段階を踏んで指導がしやすく、和太鼓の打ち方や構え方など、説明が丁寧で分かりやすい。目次が色分けされており、全体が見通せるように配慮されています。

「中学生の器楽」、教育芸術社。

基本的な奏法が分かりやすく載っています。また、全体的に分かりやすい表現であり、生徒がつまずきやすい点について解説がされています。目次の音楽学習MAPにより全体の構成が分かりやすく、見通しやすくなっています。

音楽は以上です。

○委員長 音楽に関しまして、質問がありましたらお願いいたします。

○八並委員 一般と器楽合奏に関しては、同じ発行社のものがよろしいのでしょうか。

○天利中学校教科用図書調査協議会副会長 特に同じ会社を選定する必要はないと考えております。

○委員長 私からもお願いいたします。ちょっと細かなことで恐縮ですが、教育芸術社のほうでは、「合唱が盛んな町田市にとって魅力的な合唱曲を多く扱い」と「魅力的」という言葉で表現されています。一方、教育出版のほうには、「歌のアルバムに伝統的な合唱曲があり」と書いてあるのです。具体的に魅力的な合唱曲というのは何を指していて、伝統的な合唱曲というのは何を指しているか、こんなことを伺ってよろしいでしょうか。

○天利中学校教科用図書調査協議会副会長 まず魅力的な合唱曲ですが、「2・3年生 上巻」の4ページのところで「夢の世界を」、あとは「2・3年生 下巻」の58ページに「いつまでも」、その前の57ページに「青空」、61ページに「美しい約束」など、市内の各学校でそれぞれ行われている合唱コンクール、合唱祭の自由曲の扱いが非常にあって、各学校ともそれぞれ取り扱いとしては非常に易しいのではないかな、そのように考えます。

また、伝統的なということでは、「2・3年生 下巻」の74ページに「椰子の実」、75ページの「荒城の月」、あとは「2・3年生 上巻」の75ページの「雪の降る街を」などが扱われているところです。

○委員長 私は、伝統的な合唱曲はすぐにメロディーが浮かんできましたけれども、魅力

的なほうは、生徒のほうがよく知っている曲なのだろうと思います。

音楽について、ほかにございますか。――よろしいですか。

それでは、美術に移りたいと思います。報告をお願いいたします。

○萩原中学校教科用図書調査協議会副会長 美術について報告いたします。

「美術」、開隆堂出版。

代表的な作品を紹介するページには、基礎・基本的な技法が紹介されており、巻末にも基本技法の紹介ページがあります。美術教育に対する理念が伝わり、生徒にとって何を学習するのかが分かりやすく表現されています。

「美術」、光村図書出版。

作品の紹介ページに「みんなの工夫」があり、作者がどのように題材に向かっていたのか、発想や制作方法のヒントが書かれています。作品とともに実物との比較写真を掲載し、効果的な紙面になっています。

「美術」、日本文教出版。

自分の思いや考え方に基づいた表現活動や鑑賞活動を大切に、魅力ある題材の配列に工夫があります。鑑賞のページに和紙が使われるなど、印象に残るような紙面が多いです。一貫した学び方のスタイルや考え方が示されています。

美術は以上です。

○委員長 私から1点質問したいのですが、実際の教科書、見本本を見ますと、開隆堂、光村図書出版は、教科書の冊数が2冊ですね。1学年用と2・3学年は一緒になっています。それから日本文教出版は3冊になっていまして、1学年用と2・3学年用が上・下となっています。この2冊、3冊ということにつきまして、利用しやすいというふうに聞いてしまっているのかどうかわかりませんが、その点どうでしょうか。

○萩原中学校教科用図書調査協議会副会長 教科書の活用ということでお話をさせていただきます。日本文教出版は3冊に分かれて、2・3年生が上・下として分冊になっています。生徒が机の上に広げて作業しやすくなる反面、他学年で参考にする際に使用しにくいという面もございます。

○委員長 ほかに美術でございますか。

それでは、保健体育をお願いいたします。

○天利中学校教科用図書調査協議会副会長 では、保健体育について報告をいたします。

「新編 新しい保健体育」、東京書籍。

口絵写真や「防災教育」についての内容が充実していて、興味関心を引き出すような配慮が見られます。「今日の学習」で前時や既習事項を振り返ることができるよう配慮されています。

「新版 中学校保健体育」、大日本図書。

指導要領に沿った系統的な構成となっており、写真や挿絵、図形等も見やすく表記されています。章末のまとめやキーワードが示されることで、課題解決に向けて学習が進めやすい工夫がされています。

「保健体育」、大修館書店。

ネット犯罪について、町田市の生徒の状況に鑑みて地域性に対応していると考えられます。單元ごとの「Question」や「コラム」が興味を引き出すのに効果的と考えます。

「新・中学保健体育」、学研教育みらい。

「ウォームアップ」、「エクササイズ」、「活用しよう」等の構成の工夫や学校段階の接続について系統的な配慮が見られます。探究学習を促すページがあり、考えさせる工夫があります。

以上です。

○委員長 保健体育に関して質問がありましたらお願いいたします。

○八並委員 AB判のものが取り扱いにくいということが表示されています。大日本図書と東京書籍に関して書いておりますが、それは大きさが授業の妨げになると考えてよろしいのでしょうか。

○天利中学校教科用図書調査協議会副会長 教科書とノートを広げたときに、おさまらずに、やはりどうしてもはみ出してしまうということが見られます。そういう面で扱いづらいなということが考えられます。

○委員長 ほかにございますか。

それでは、技術・家庭に進みたいと思います。お願いいたします。

○天利中学校教科用図書調査協議会副会長 では、技術・家庭（技術分野）について報告いたします。

「新編 新しい技術・家庭 技術分野」、東京書籍。

匠の技術を紹介するなど、日本の技術を確認できます。材料と加工法の基礎的内容がイラストや写真を上手く使い、分かりやすく説明されています。技術の紹介や課題を発見するための問いかけが随所に記載されています。

「新技術・家庭 技術分野」、教育図書。

各領域の基礎・基本的な内容を踏まえて分かりやすく表記され、体験的な学習ができるよう配慮がされています。基礎的な内容が前半部分に詳しく記述され、後半部分に発展的な内容が記載されています。

「技術・家庭（技術分野）」、開隆堂出版。

関心を高めるのに効果的な口絵や写真が使われています。日本の代表的な材料である木質材料の説明が領域の初めにあり、材料と加工法の基礎が分かりやすく説明されています。小学校での学習等のかかわりが明記されています。

技術・家庭（家庭分野）について報告いたします。

「新編 新しい技術・家庭 家庭分野」、東京書籍。

環境と関連づけた実習などもあり、配慮をしています。意思決定のプロセスを示し、課題解決が効果的に進められるようになっていきます。リンク先ページを示すなど、系統性が考えられています。

「新技術・家庭（家庭分野）」、教育図書。

基礎的な内容の分量が盛りだくさんであり、今日的なニュースや情報、単元の終わりには選択が載せられています。現在に注目させ、家族、家庭と子どもの成長を最初にした配列となっています。

「技術・家庭（家庭分野）」、開隆堂出版。

衣生活の分野が少なくなる中、基礎・基本が充実しています。今日的な住まいの形態のニュースや、衣服のISO規格の取り扱い絵表示が載せられており、最新情報から今の課題発見及び課題解決が図れるよう配慮されています。

技術・家庭（家庭分野）は以上です。

○委員長 技術・家庭に関しまして質問はありますか。

○八並委員 技術分野と家庭分野の教科書は同じものでなければならないのでしょうか。

○天利中学校教科用図書調査協議会副会長 特に同じ会社を選定する必要はないと考えております。

○委員長 ほかにありますか。

○高橋委員 家庭科について質問いたします。町田市の中学校では、現在、家庭科を学ぶ場合に、各学年の学習内容は統一されて行われているのでしょうか。

○天利中学校教科用図書調査協議会副会長 3年間を見通した指導計画を立てております

ので、各学年で統一された内容ということはされてはおりません。

○委員長 ほかにございますか。

それでは最後に、英語に移りたいと思います。報告をお願いいたします。

○天利中学校教科用図書調査協議会副会長 それでは、英語について報告いたします。

「NEW HORIZON English Course」、東京書籍。

基礎からコミュニケーション活動、自己表現活動と繰り返し学ぶことができるように配列されています。今日的課題を広く取り上げ、設問を工夫することで、生徒に考えさせる内容となっています。

「SUNSHINE ENGLISH COURSE」、開隆堂出版。

異文化理解、平和、チャリティ活動、五輪等の題材が多く、生徒が興味を持つよう配慮されています。単元の冒頭で基礎的な内容を習得し、さらに既習事項を用いて発展的な活動を実施できるよう工夫されています。

「TOTAL ENGLISH」、学校図書。

4技能の基礎学習ができ、バランスのよい総合的な育成に配慮しています。1学年の文法語順に独自性があり、一般動詞から導入しています。英語を理解し、表現できる力を養うための言語活動が効果的に載っています。

「NEW CROWN ENGLISH SERIES」、三省堂。

多様な国が取り上げられ、中学生の感性に訴える教材が扱われています。基礎的な知識、技能を発展させられるように工夫されています。話し合いのポイントが設定されており、表現活動まで発展できる流れになっています。

「ONE WORLD English Course」、教育出版。

関心の高い話題を取り上げ、生徒に興味をもたせる配慮があります。英文構造の視覚的な解説や、Can-Do リスト、巻末及び別冊に基本文・語句の復習と自己表現活動ができるように工夫されています。

「COLUMBUS 21 ENGLISH COURSE」、光村図書出版。

4技能の基礎学習に配慮されています。生徒の思考力・判断力・表現力を養う工夫があります。英語のコミュニケーション能力を養うための言語活動が効果的に扱われており、技能を習得できる工夫があります。

英語は以上です。

○委員長 この報告につきまして質問などありましたらお願いいたします。

○高橋委員 英語の教科書で取り上げられる題材の内容により、生徒の学習意欲というものが変わってくると思いますけれども、町田市の中学生在が身近に感じられ、興味関心を持つ題材というものはどういうものだと考えられますか。

○天利中学校教科用図書調査協議会副会長 主に題材として取り上げている内容は、まず本市で実施している職場体験ですね。あとは各学校で、それぞれ修学旅行で奈良・京都に行きますが、そのときに英語の教師あるいは担当のほうから、外国の方と話をしようという課題が出ます。そういう意味では、職場体験、奈良・京都等の題材で取り上げていることが、町田市の生徒が身近に感じやすいと考えております。

○委員長 ほかにございますか。

それでは、以上で中学校教科用図書調査協議会の報告を終了いたします。

教科書の採択方針によれば、教育委員会がみずからの責任と権限において採択するとなっております。その際には、ただいま報告していただきましたが、調査協議会の報告等を参考にしてということになっておりますので、17日に採択を行います。それまでの間、もう一度この報告書をじっくり読ませていただき、教育委員みずから改めて教科書を見直してみたいと思っております。

中学校教科用図書調査協議会の岩田会長、天利副会長、萩原副会長には、5月12日の初会合以来、今日に至るまで、調査協議会の中心になって調査報告書の作成をしていただきました。そして今日、ご多用のところ、このようにご出席いただいて報告をしていただきましたことを厚く御礼申し上げます。どうもご苦労さまでした。

それでは、やはりお昼を過ぎてしまいましたが、ここで休憩をとらせていただきます。昼食もありますので、1時間と思っております。1時40分再開ということでお願いしたいと思います。

それではこれで休憩に入ります。傍聴者の皆様、お帰りになる方は、ぜひ熱中症に十分お気をつけください。

午後0時37分休憩

午後1時40分再開

○委員長 再開いたします。

午前中に引き続きであります。大変厳しい猛暑の中で、2時間を超える定例会となっております。傍聴者の皆様もどうぞ熱中症にはお気をつけいただきたいと思っております。

それでは、日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動について、教育長から報告をお願いいたします。

○**教育長** それでは、前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、1点だけご報告させていただきます。

7月24日、金曜日でございますが、市内の公立中学校19校が参加いたしまして、吹奏楽の連合音楽会が市民ホールで開催されました。各委員とともに出席をしましてまいりました。例年、私は一部の学校の演奏しか聞く時間がとれないのですが、ことしはほぼ全校の演奏を聞くことができました。各校の生徒の皆さんがこれまで一生懸命に練習してきた成果を存分に発揮していただいて、すばらしい演奏を聴かせていただきました。各学校のレベルが年々上がってきているという評価を多くの方々から伺っております。子どもたちにとって毎年このような発表の場を設けていただけるということは大変ありがたいことです。開催に当たってご尽力をいただいた関係の皆様、そして平素から指導に当たられている先生方に、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

そのほかの主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

○**委員長** 次に、両部長から何かございましたらお願いいたします。

○**学校教育部長** 私のほうからは特にございません。

○**生涯学習部長** 特にございません。

○**委員長** それでは、各委員から報告をお願いいたします。

○**高橋委員** 3点活動報告させていただきます。

7月18日、土曜日、町田市民文学館での「宮沢賢治 イーハトーヴの鳥たち」の展示会と、オープニングイベント「ノッポさんのひとり芝居『狼森と策森、盗森』」に、八並委員とともに参加してまいりました。

展示は、童話作家、詩人として大変人気のある宮沢賢治の作品である『よだかの星』や『二十六夜』、『銀河鉄道の夜』などの鳥が描かれたお話を、絵本や紙芝居の原画によって大変興味深く見ることができました。また、鳥の特徴や習性が、図鑑の原画やバードカービングによって詳しく紹介されていて、文学も美術作品もたっぷり楽しめる展示となっていました。

オープニングイベントは、81歳とは思えないノッポさんによる語りに合わせての絵を描くというひとり芝居は見る人を引きつけました。特にノッポさんをテレビで見て育った中

高年の大人たち、私を含めて、とても喜んでいました。学芸員さんの創意工夫の詰まった展示会及び関連するさまざまな企画を、夏休みの間にぜひ親子で楽しんでほしいものです。

8月1日、土曜日、2015年第1回特別展「中島信行と俊子～自由をつむいだ夫婦の肖像～」のギャラリートークに参加してきました。信行と俊子、それぞれの人となりや人生を、それぞれの書いた書や詠んだ和歌、漢文や書簡などからも知ることができ、大変興味深いものでした。ギャラリートークの参加者は8人でしたが、そのうち1人は小学生がいて、父親と参加していました。小学生でもギャラリートークを聞けば、多少なりとも内容がわかり、よい企画だと思っております。

8月3日、月曜日、「自由研究おうえんプロジェクト」、この日は学校教育部の方々が担当した日で、ペーパークラフトで学校をつくろうということで、学校の敷地に見立てたペーパーの上に、グラウンドや芝生を載せたり、校舎や動物や桜の木やほかの木を載せて、子どもが自分なりの学校をつくろうという企画がありました。多くの子どもたちが参加して、100人以上の子どもたちが大変楽しそうに、自分なりの学校を喜んでつくっていました。また、クイズに答えて学校博士になろうということで、いろいろな学校に関するクイズに答えて、その後くじ引きの抽せんでささやかなプレゼントをもらっているようでした。私の友人の子どもたちも何名か参加したのですが、どの子も本当に楽しかったと言っていました。学校教育部の皆さん、本当にありがとうございました。

以上です。

○委員長 次に、森山委員、お願いいたします。

○森山委員 私からは1点報告をさせていただきます。

先ほど教育長からもご報告がございましたが、7月24日、金曜日、中学校連合音楽会（吹奏楽）がお隣の市民ホールで開催されました。中学校19校が参加したイベントに、教育委員5名全員の中で私も出席をいたしました。教育長の報告の中でありましたとおり、吹奏楽そのものについては本当にすばらしい演奏が行われたと思っております。また、それにかかわって、指導の先生あるいは生徒たち同士が、これまでしっかりと研鑽を積まれた結果が、あのような形で出てきたものだと思います。

もう1点、吹奏楽の活動を通して、学年を超えた異年齢集団の中で、自発的、自主的に、あるいは自治的な活動が展開され、お互いに協力して、自己の責任を果たすことによって、生徒たちの間に連帯感が生まれてきているのではないかなということが私には伝わってまいりました。

以上、ご報告いたします。

○委員長 八並委員、お願いいたします。

○八並委員 私からは2点ご報告させていただきます。

7月6日に、町田市立中学校PTA連合会によるP連交流会に参加いたしました。これは町田市内20校の中学校のPTAの役員が、それぞれの役職ごとに集まり、午前中はそれぞれのテーマに沿って懇談をし、午後はその発表を行うというものです。私は午後から参加いたしましたが、どのグループの発表からも活発に情報交換や意見交換を行ったことがわかり、大変充実した活動になっていると感じました。私もPTA連合会の活動にかかわったことがありましたので、現役の皆様が頑張っている姿に大変感動いたしました。

また、11日に、「甦る古民家～旧荻野家住宅改修工事を見る」の第3回目に、薬師池公園に行ってみりました。今回は土壁塗り作業の見学でありまして、作業を担当しております修復業者からは、土壁塗りのような伝統技術を継承する職人が少なくなっているというお話がありました。見学後は、恵泉女学園大学、長田直子氏による幕末期の医療についての講演がありました。次回は、10月中旬に、今度は茅葺き屋根の葺きかえ作業を公開予定となっております。ぜひ多くの市民の方にもごらんになっていただけたらよいなと思いをしました。

以上です。

○委員長 今、教育長及び各教員委員から、主な活動状況について報告がありましたが、何か質問などありましたら伺いたいと思いますが、いかがですか。

先ほど森山委員から、中学校連合音楽会の話が出ましたが、武蔵岡中学校はゆくのき学園という小中連携を生かして、中学生だけでなく、小学生も加わって、吹奏楽を披露するというので、小中一貫校のよさをよくあらわしていたなと思います。

それから、マスコミでも出ておりますが、ラグビーの世界的なチームが町田に来て、7月31日にはラグビーの試合が行われ、教育長が観戦されているところだと思います。聞くところによりますと、歓迎の意味も込めて、小・中学校で南アフリカの食事、メニューを給食に取り入れたというニュースがありましたが、もしこのことで担当課長から何かコメントができるようでしたら、ご紹介いただけますでしょうか。突然で申しわけありません。

○保健給食課長 今ご紹介がありましたとおり、7月の給食におきまして、小学校、中学校ともに南アフリカ料理を、それぞれの学校で工夫をいたしまして、献立に取り入れられました。中でも堺中学校、また小学校では南第四小学校において、キャノンイーグルスの選手

を招きまして、ラグビーのちょっとしたレクチャーを受けながら、その後、一緒に会食をするといった取組もしたと聞いているところでございます。料理自体はスパイスがきいた、少しぴりっとした味つけのものが多くございましたが、児童・生徒も非常においしいと言って食べてくれたというようなことも聞いております。

以上でございます。

○委員長 以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。教育長、議案の説明をお願いいたします。

○教育長 議案第39号から第43号までにつきましては学校教育部長のほうから、議案第44号につきましては生涯学習部長のほうからご説明を申し上げます。

○委員長 学校教育部長、お願いいたします。

○学校教育部長 それでは、議案第39号「町田市立学校学校支援地域理事の任命について」、ご説明申し上げます。

本件は、町田市立学校の管理運営に関する規則第13条の4の規定に基づく学校支援地域理事について、別紙のとおり学校長から推薦がありましたので、2015年4月1日付け、5月1日付け、6月1日付け、7月1日付けで任命するものでございます。任期は2016年3月31日まででございます。

詳細については別紙のとおりですが、これをもちまして、本年度、2015年度の学校支援地域理事、小学校が264名、小中一貫が7名、中学校が126名、全校で397名の全部の任命が終わりました。

以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。

○八並委員 今年度も大変多くの方が学校支援地域理事としてかかわってくださることに心より御礼を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。――以上で質疑を終了します。

それでは、お諮りいたします。議案第39号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第40号を審議いたします。

○**学校教育部長** 議案第40号についてご説明申し上げます。「2015年度町田市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（2014年度分）報告書について」でございます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者3名の方の知見の活用を図った上で、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するものでございます。

なお、この報告書の内容につきましては、先月、7月22日、教育委員会協議会の席でご協議をいただきました。本報告書につきましては、平成27年、2015年度第3回市議会定例会に提出をするとともに、公表を行うものでございます。重点事業32事業について評価をいたしました。報告書につきましては別紙に添付してあるとおりでございます。

説明は以上でございます。

○**委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問及び意見などがありましたら、お願いしたいと思います。

○**森山委員** 質問ではありませんけれども、この報告書にかかわって一言お話をさせていただきたいと思います。

先ほど学校教育部長のお話のとおり、多くの時間をかけまして本報告を拝見させていただきました。点検及び評価を行うことによって、課題や取組の方向性を明らかにして、効果的な教育行政の推進を図ることが点検及び評価の目的であると明示されておりますが、全体的に重点目標、重点事業、そして本年度の計画と取組の状況を踏まえまして、課題を明確にして、その課題から今後の取組の方向性が非常に明確に示されているかと思えます。そういう意味では、今回の報告書は目的に非常に合致したものになっていると私は考えております。

以上です。

○**委員長** ほかにいかがでしょうか。

○**高橋委員** まずはこの報告書の形態が、以前のものとは比べ、大変見やすく、わかりやすくなったことは評価すべき点だと思います。大変ありがとうございます。

10の重点目標のもと、32の重点事業が行われてきたわけですが、計画どおりに実施でき

たものは25事業あり、学校教育部では、学力向上に向けての推進プランの策定及び推進という新しいプロジェクトに取り組み、児童・生徒の確かな学力向上を目指し、事務局と学校が1つとなり、手探りの中、研究しつつ、取り組んでくださったことは、評価に値すると思います。今年度も継続されていますが、町田市の子どもたちの学力向上につながることを期待しています。

不登校児童・生徒の対応につきましても、小・中学校適応指導教室において、小学生では4名、中学生では1名が学校復帰し、中学3年生7名については、全員高校進学を果たすことができたとあり、大きな成果だと思います。

また、学校支援センター事業につきましても、学校支援ボランティア活動数が1万6,684人、活動数が10万7,086回という数字を見ても、確実に推進していることがわかります。

生涯学習部では、図書館全館へのICタグとカラーバーコードを使ったシステムが導入され、自動貸出機が設置され、本の貸出・返却方法が大きく変わり、便利になりました。

また、文学館では、年間観覧者数が、前年度に比べ、7,357人増加し、2万2,259人となるなど、大変評価できる場所だと思っております。

計画どおり実施できなかった7つの事業につきましては、計画を見直して、課題を検討し、今後推進していかれますようお願いいたします。

以上です。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○八並委員 13ページから18ページに書かれております「教育環境の整備を推進する」という重点目標3の中でも、特に学校施設の整備の推進におきましては、予算の都合上、なかなか思うように進捗していかない現状がございます。今後十分な予算が確保されるよう、事業が推進されることを切に願っております。

また、26ページにありますような重点目標7の重点事業1の学校支援センターの活動については、大変充実した活動であると思っております。また、その中に、ボランティアコーディネーターによるボランティアの募集等についての課題が書かれておりますが、31ページの重点目標8の重点事業4「学習成果を生かす仕組みの充実」の中に、生涯学習ボランティアの取組について書かれております。それぞれ相互に情報交換などをして、それぞれの活動がより充実するように取り組んでいただけたらいいと思っております。

以上です。

○委員長 ただいま3人の教育委員からご発言がありましたが、このことに関連して、事

務局から何かご発言がありますか。

○**学校教育部長** 日々業務を遂行していると、評価とか、振り返りとか、なかなかできないものですから、これを参考に、全てにおいて、32事業とはまた別に、いろいろな事業を、教育プランに基づいて行っておりますので、日々評価なり、振り返りなり、いい機会にさせていただきたいと思います。いろいろありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○**委員長** 私から大きく2点発言させていただきます。

1点目は、報告書の38ページから41ページまでですが、いわゆる有識者からの助言ということで、私ども教育委員も、また事務局の皆さんも、この助言の中でもう一度確認しておきたいことがありますので、私なりに少し取り上げてみたいと思います。

38ページの家田先生からの助言ですが、④で、「実施した気」になって、業務が形骸化、マンネリ化することがないようにということが書いてありました。まさにそのとおりだなと思いますので、今、学校教育部長からも決意が述べられましたが、事務局の皆さんも我々教育委員も、この言葉の意味をかみしめておきたいなと思います。

それから、藺田先生の助言であります。40ページの最初の段落のところでは、先ほどの八並委員のお話とも重なりますけれども、要するに、生涯学習部、あるいは学校教育部といったらいいのでしょうか、そういう関係、つながりがもっと深まるといいなという意図がそこに述べられていると思います。これはほかの教育委員も同じように考えてきたところでありますので、このご指摘も、事務局の皆さんにもよく見ておいていただきたいなと思います。

その下の「学校教育全般に関して」というところでも、いじめの問題とか、学力の問題が指摘されていますが、4行目で、「子どもは学校で育つばかりでなく、地域と家庭の中でも育っているのだという当たり前の事実をもう一度見つめ直したい」というご指摘でありますので、これに関しましても、学校教育部、生涯学習部が一丸となり、教育委員会から、家庭、地域に発していくことが大事だというふうを受けとめられるのではないかと思います。

それから、41ページは、捧PTA連合会長さんからの助言であります。最初の黒丸の最後のところに、「子どもの体力の低下が心配なので、『知』『徳』と共に『体』についても向上するよう取組をお願いしたい」、このように書いてあります。

これは点検・評価の方法論と少し絡むのですが、点検・評価は、重点プランについて点

検・評価しようということになっていて、学力については重点目標あるいは重点事業に入っているのですけれども、体力についてはそこに入っていないので、このようなご指摘があるのだらうと思います。でも、基本プランの中には体力のことも載っていて、町田も、小学校の連合陸上大会とか、本当に特色のある、またかなり力を入れたことをやっているわけで、それはとても評価できることなのですが、この報告書の中には上がってこないということはどう考えたらいいのかなというのは、今後の課題として、捧P T A連合会長の話を受けとめたいなと思います。

それから大きなもう1点は、この点検・評価の様式の中には、2014年度の計画が各重点事業について示されています。恐らく今年度、2015年度につきましても、それぞれの事業について計画が示されて、それに基づいて、もう数カ月取り組まれていると思うのですけれども、これは要望ですが、2015年度の計画をある段階で示していただくというか、教えていただくことによって、私たち教育委員も点検・評価という役割を果たす際に、年度の終わり、あるいはこの時期に、前年度の点検・評価をするのではなくて、途中においても事業の様子を評価するということを見ながら、事務局の事業を見ることができます。要望でございますが、もし可能でしたら2015年度の各事業の計画、来年度の点検・評価シートに載る部分について、少し早目に教えてもらえるとありがたいなと思います。

そのほか、議案第40号につきまして、質問とか意見等がありましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。以上で質疑を終了します。

それでは、お諮りいたします。議案第40号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第43号を審議いたします。

○学校教育部長 それでは、議案第43号「町田市障がい児就学相談委員会委員の指名について」、ご説明を申し上げます。

本件は、6月8日付け及び7月3日付けで学校長から推薦がございました別紙2名の方について、町田市障がい児就学相談委員会設置要綱に基づき、委員に指名するものでございます。なお、任期は2016年5月31日まででございます。

これをもちまして、今回の2名をプラスいたしまして、総数170名を委員に指名させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。以上で質疑を終了します。

それでは、お諮りいたします。議案第43号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第44号を審議いたします。

○生涯学習部長 議案第44号についてご説明申し上げます。「町田市子ども読書活動推進計画推進会議委員の委嘱及び指名について」でございます。

本件は、町田市子ども読書活動推進計画推進会議委員の任期が2015年7月31日で満了することに伴い、町田市子ども読書活動推進計画推進会議設置要綱第3の規定に基づき、別表のとおり委員を委嘱及び指名するものでございます。なお、任期は2015年8月1日から2017年7月31日までとなっております。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問などありましたらお願いいたします。

○森山委員 1点お伺いさせていただきたいと思っております。この委員ですけれども、町田市子ども読書活動推進計画推進会議設置要綱の第3の規定に基づくということが示されておりますが、特にこの会議の委員はどのような役割を持っているのでしょうか、教えていただければと思います。

○図書館副館長 今ご指摘があったところですが、各部門の代表の方に集まっております。推進計画の内容をもう一回ご審議、確認いただいているところでございます。各部門からご推薦等をいただいているという形になります。組織の役割につきましては、計画の進捗状況の検証をするというのが一番大きな役割となっております。

以上です。

○委員長 ほかに質問などございますか。――以上で質疑を終了します。

それでは、お諮りいたします。議案第44号は原案のとおり決することにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

以上で審議事項は終わりました。

それでは、日程第3、報告事項に入ります。

教育長からお願いします。

○教育長 今回の報告事項につきましては、先ほどの中学校教科用図書調査協議会の報告以外に、「町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱等の一部改正について」を初め、計6件ほどございます。詳細につきましては、それぞれの担当者からご説明申し上げます。

○委員長 それでは、報告事項の1と2、これをまずご説明をお願いいたします。

○教育総務課長 報告事項1「町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱等の一部改正について」をご報告いたします。

本件は、市長部局で、町田市非常勤嘱託員設置要綱の子どもの看護休暇に関する改正をいたしましたことに伴い、教育委員会で所管する町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱外8件の要綱を改正するものです。

主な改正内容は、子どもの看護休暇の対象を小学校3年生までとされていたものを、小学校6年生までと変更したものです。なお、施行時期は2015年4月1日からの適用といたします。

報告は以上でございます。

○委員長 2も続けてお願いします。

○教育総務課長 それでは、報告事項2「町田市教育委員会後援事務取扱要綱の一部改正について」、ご報告いたします。

今回の改正ですが、後援の基準等を整理し、後援事務に関する手続を明確化するとともに、後援要件の一部を緩和し、より多くの団体に対して後援できるようにするために改正するものでございます。

主な改正の内容でございますが、これまで後援可能な団体として要綱に記載しておりました教育行政に積極的に協力してきた市内の民間法人、継続して地道な活動を行ってきた市内の団体について、市内の要件を撤廃した上で、後援可能な団体の要件を整理しました。また、後援申請時に添付すべき書類を、これまでの実務に即して整理し、明文化いたしました。その他、後援の取消し事由の整理、実績報告の提出期限、添付書類等の明文化、申

請書等の様式の整備を行いました。改正後の要綱につきましては、8月1日から施行しております。

説明は以上でございます。

○委員長 報告事項1について、何か質問などありますか。――よろしいですか。

報告事項2についてはいかがでしょうか。――よろしいですか。

それでは、報告事項3に入ります。説明をお願いいたします。

○学校施設管理センター担当課長 では、施設課学校施設管理センターから、報告事項3「学校用務業務委託の導入について」、説明させていただきます。

学校用務業務につきましては、正規職員については、退職後の補充がないという状況の中で、各学校に1名は正規職員または再任用職員を配置するという原則として、定年退職となった正規職員については、再任用職員として引き続き用務職についてもらうとともに、嘱託職員を採用することによって、日々の環境整備を重視し、学校配置の用務員の2名化を進めるとともに、7校から8校を1つのブロックとして、2名配置のみでは解決できないような状況に対して、地域のブロック内で対処するという地域のブロック制を導入して推進してきました。

2016年度には、正規職員、再任用職員の合計が、市内の公立小・中学校数を下回ることとなり、2名配置における、現在の正規職員または再任用職員を必ず1名配置するという原則が継続できないことから、現在の2名配置で行っている業務内容をベースとした日々の学校用務による安定した環境整備を持続するため、2016年度から学校用務業務について、業務委託の導入を開始いたします。2016年度につきましては、市内の公立小中学校のうち、現在8ブロックありますので、各ブロック1校という形で、8校について学校用務業務委託を導入する予定です。

委託導入についてのスケジュールは、あくまで予定でございますが、9月までの期間、校長会の代表、副校長会の代表、用務職の代表、教育委員会事務局からの委員による用務業務委託検討委員会を設置し、仕様書、運用、委託校選定基準などについて具体的に検討いたします。その後、年内には委託業者を確定、年が明けた1月から3月の間に業務引き継ぎなどを行い、4月から業務委託開始という予定で考えています。

また、委託導入を開始するに当たっての考え方でございますが、今後も退職動向を踏まえて、委託校の拡大は検討していくこととなりますが、現時点では、学校用務業務を全て民間に委託してしまうという考え方に立ってしまうのではなく、直営により、今まで培

ってきた技術等を継承し、用務業務全体の質の適正な水準を維持するために、全ての公立学校の用務業務を業務委託とする考え方ではなく、直営校の存在も保持していくことを基本的な考え方とします。

また、安定した体制を維持するために、委託導入後も現在のブロック制を継続していきます。また、委託校には、委託校の管理職、ブロック長を初めとする直営校の正規用務職員、受託事業者、用務業務の委託契約の担当職員による学校用務業務の連絡会、仮の名前でございますが、これを設置して必要な調整等を行っていきます。具体的には委託状況のモニタリングを行い、委託業務が安全かつ適正な基準で確実に履行されていることを確認するとともに、業務の実施過程で把握した課題などについても必要な調整等を行い、継続的な業務改善を行い、実際の業務内容に反映していきます。

報告は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何か質問がありましたらお願いします。

私から2点ですが、スケジュールのところ、用務業務委託検討委員会というのは、もう既に発足しているのですか。

○学校施設管理センター担当課長 実際の委員会の第1回は8月初めに行ったところですが、7月に発足して、検討を始めたところでございます。

○委員長 もう1点は、委託導入に当たっての考え方の1点目ですが、現在一番若い正規職員が何歳かわかりませんが、最後は正規職員を残すということですか。これだと、直営校は残すということで、ずっと先のことから、また制度が変わるのかもしれませんが、計画では、正規職員はゼロにはしない。再任用なり何なりしても、最後にはちゃんと正規職員を残して、直営校を置くということでしょうか。

○学校施設管理センター担当課長 長い先の部分と委員長もおっしゃられたとおりですが、全部委託化で民間しかいなくなってしまうという形ではなく、おっしゃったとおり、ゼロにはしないで必要なものを行っていくというのが現時点での考え方でございます。

○委員長 ほかにございますか。

それでは次に、報告事項の5についてお願いいたします。

○生涯学習センター長 報告事項5「2014年度生涯学習センター事業報告書『まちだの学び』の刊行について」、ご報告いたします。

2014年度に生涯学習センターで実施した事業とその活動内容をまとめた「まちだの学び」を刊行いたしました。報告書は、市町村、近隣大学等に発送いたしました。

報告は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告について、何か質問等ありましたら、お願いいたします。

○高橋委員 この報告書を見ますと、③の「家庭教育支援事業」が、前年度に比べて25%増ということで、本当によく頑張ってくださっているなということを感じています。

内容を見てみますと、家庭教育を行うに当たり、父親に対しても支援事業を行っていらっしゃるし、シニア世代の方々に対しても、子育て支援講座を開いていらっしゃるということは大変よいことだと思っております。

また、障がい者青年学級では、今年度は青年学級40周年式典も開催され、前年度に比べて5%の増加にもなっていますので、ここも頑張ってくださっているなと思います。1つ気になるのは、市民大学事業が前年度に比べて16%も減っているというのは、どういふことでこういうふうになったのでしょうか。

○生涯学習センター長 確実な分析はまだ済んでおりませんが、天候等に左右される部分がかかなり多いと思います。今年も暑い夏なんですけれども、昨年も暑い夏でございました。そういう天候によって、来館者の方の増減があるのかなと思っております。多くの方に来ていただけるように、引き続き努力してまいりたいと思っております。

○高橋委員 もう1つ評価できるところで、若い世代の方に対して事業を行うということで、「今年はササッと！浴衣美人」とか、「まちだコレクション2014」などを開いてくださって、頑張ってくださっていることを本当にありがたく思っております。

また、ホームページのアクセス数も、前年度に比べて26%も増加しているということで、徐々にではありますけれども、生涯学習センターへ市民の意識が向いているのではないかとということも知って、このことも大変うれしく思いました。ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。

それでは続きまして、報告事項6と7、2件につきましてご報告をお願いいたします。

○図書館副館長 報告事項6「排水設備他工事に伴うさるびあ図書館の臨時休館について」、ご報告いたします。

さるびあ図書館は老朽化いたしました埋設汚水配管の取りかえ等を行います。その間、10月13日から12月2日までの工事期間のうち、施設の中の全トイレが使用できず、工事に伴い、大きな騒音が発生する11月4日から19日まで、16日間にわたりまして休館をいたします。なお、この休館の間、あわせて蔵書の点検を行おうと考えております。

概要につきましては記載のとおりとなっております。報告は以上でございます。

○市民文学館担当課長 引き続きまして、報告事項7『『ことばらんど春・夏・秋・冬』の刊行について』、ご報告いたします。

2014年度に実施いたしました事業と活動内容について、『ことばらんど春・夏・秋・冬』町田市民文学館年報2014として刊行いたしました。2014年度の夏の展覧会では、前年度に続き、近隣文学館2館と「夏の文学館スタンプラリー」を実施し、秋展は千葉市美術館との連携による観覧料の相互割引を実施、冬展では新聞や各メディアに働きかけた結果、多くの媒体で展覧会情報が取り上げられました。

また、古文書の解読に精通した市民の五十嵐浜藻・梅夫研究会との協働事業で、2012年12月に刊行した『翻刻 八重山吹』に続き、『翻刻 草神楽』を刊行いたしました。これによって町田ゆかりの隠れた文学遺産である近世俳諧史研究の貴重な資料を手軽に読めるようになりました。

概要につきましては記載の内容となっております。

報告は以上でございます。

○委員長 まず、報告事項6につきまして何かございましたらお願いいたします。

次に、報告事項7につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして報告事項が全て終わりました。

休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時29分再開

○委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上で町田市教育委員会第5回定例会を閉会いたします。

午後2時33分閉会